

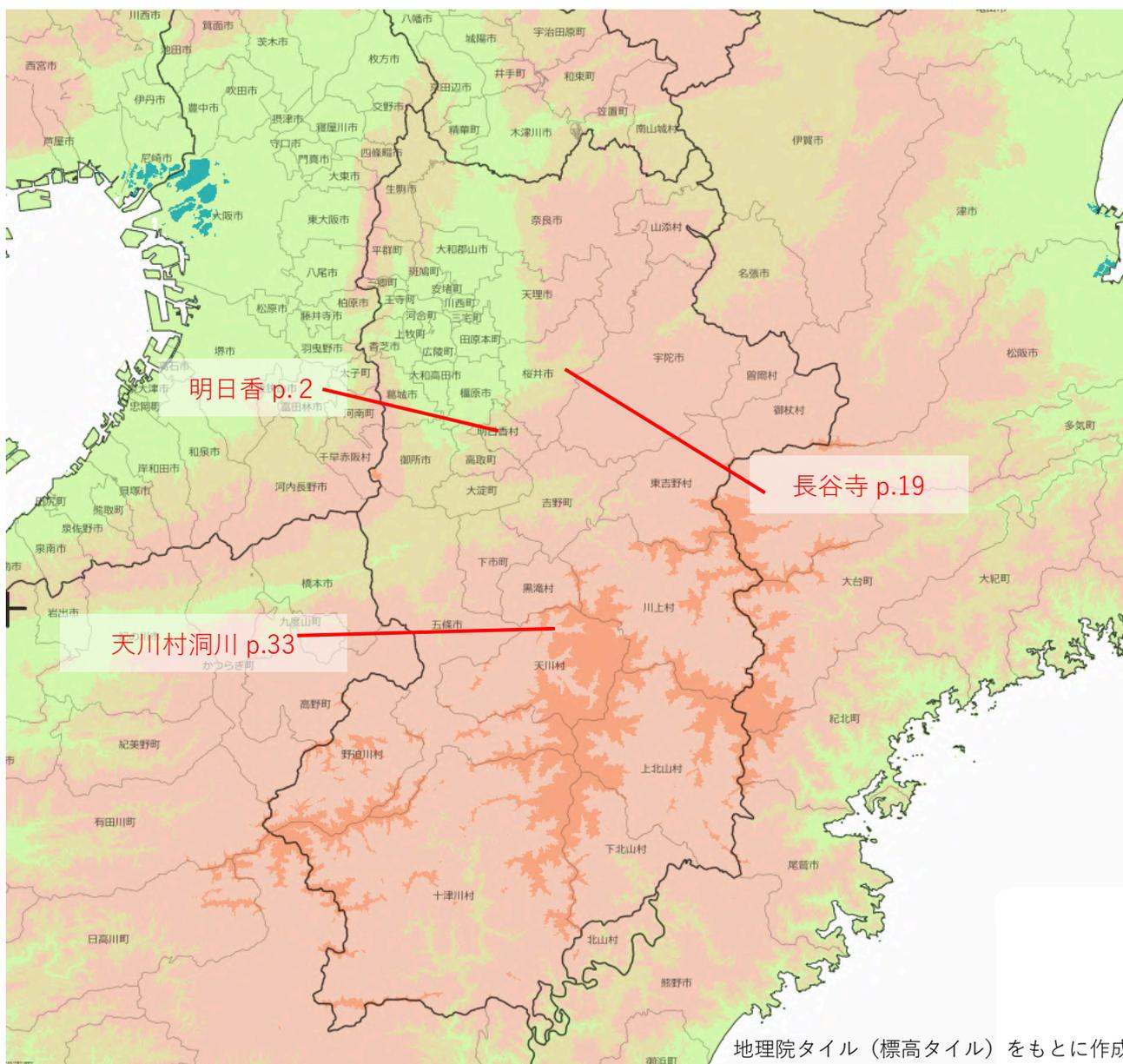


景観マネジメント的
ならガイド2

はじめに

奈良県立大学地域創造学部観光創造コモンズ景観マネジメント分野では、2018年度に、奈良県内の資源について、その資源がどのように見出され、評価され今に至っているかという観点、また、資源の価値の維持に、どのように人が関わってきたのかという観点などに立って、各人が一つの資源を選び小論を記し、「景観マネジメント的ならガイド」としてまとめました。2019年度は3つの資源について、各人がテーマを設定して資源についてのあれこれを記した小論集です。ここに記された情報を見て、それぞれの資源を眺めることで、これまでの経過、現在、そして将来について考える機会となればよいと思います。

奈良県立大学地域創造学部観光創造コモンズ景観マネジメント分野
(2019年度3回生)



明日香をめぐる

橘高 亮介, 辻 莉子, 山田 瑠海

明日香村は奈良盆地南東部に位置する村で、飛鳥川、高取川流域の平野部とそれを囲む標高 600m 前後の山地から構成されている。この村を中心とした飛鳥地域は、わが国の律令国家体制が初めて形成された時代における政治・文化の中心地であった。この古代飛鳥のすがたを今に伝える宮跡、寺跡、古墳、埋蔵文化財などが随所に存在している。また、それらの歴史的文化遺産が集落や農地、山林など一体となり、独特の美しい歴史的風土を形成している。その景観は各種法制度によって良好に維持され、人々の生活・生業のなかで継承されており、「日本の心のふるさと」として毎年多くの観光客を惹きつけている。



I 飛鳥に集積する多様な石造物には、何か共通する特徴があるのだろうか？

(辻)

1. 飛鳥に存在する石造物の種類

飛鳥地域を歩いていると、多くの石造物を見かける。その多くが不思議な形をしており、他では見られないものである。このような飛鳥の数々の石造物が造られた理由や方法については諸説あり、未だ多くの謎が残されていて、人々の関心を集め続けている。では、これらの石造物には、何か共通する特徴はないのだろうか。本稿では、飛鳥地域で発見・発掘された代表的な石造物を通覧し、この点について考えていきたい。

現在、飛鳥地方で確認されている石造物は 20 体を超える。これらの石造物の材質、大きさに関する情報を、関連する調査報告や図録から抽出し、表 1 に整理した。なお、石材、大きさに関する正確な情報が掴めなかったものは「不明」としている。

表 1 から、石造物のスケールや形状は様々だが、それを構成する石材には共通の傾向を見て取ることができる。飛鳥の石造物の多くに、「花崗岩」もしくは「石英閃緑岩」が用いら

れているということである。

表 1 飛鳥に存在する石造物一覧

石造物の名称	石材	大きさ
岡の立石	花崗岩	高さ約2.5m、幅約1m、奥行き約2.5m
鬼の雪隠	石英閃緑岩	組み合わせると
鬼の俎	石英閃緑岩	最大長約2.7m、幅約1.9m
亀石	石英閃緑岩	長さ約4m、幅約2m、高さ約1.8m
亀形石造物	石英閃緑岩	長さ約2.4m、幅約2m
車石	花崗岩	長さ約1m、幅約40cm、厚さ約50cm
コグリ石	不明	不明
酒船石	角閃石黒雲母石英閃緑岩	長さ約5.5m、幅約2.3m、厚さ約1m
猿石 4体の石造	不明	高さ約1m
(法師、男性、女性、山王権現)の総称		
須弥山石	花崗岩	高さ約2.3mの3段積み
上居の立石	花崗岩	高さ約2m、幅約1.7m
人頭石	不明	不明
石人像	不明	高さ約1.7m、幅約70cm
蘇我入鹿首塚	不明	高さ約1.49m
立部の立石	不明	不明
出水の酒船石	角閃石黒雲母石英閃緑岩	不明
飛び石	不明	不明
二面石	花崗岩	高さ約1.24m、長さ約85cm、幅約52cm
益田岩船	角閃石黒雲母石英閃緑岩	東西約11m、南北約8m、高さ約4.2m、約800 t
マラ石 (祝戸の立石)	花崗岩	高さ約1.25m、幅65cm
弥勒石 (飛鳥の立石)	花崗岩	高さ約2m、幅約1m
文様石 (豊浦の石)	花崗岩	長さ約80cm、幅約45cm

2. 花崗岩と石英閃緑岩、そして「飛鳥石」

では、これらの石材にはどのような特徴があるのか。まず、「花崗岩」とは地殻を構成する主要な岩石で、無色鉱物が多量であることから白っぽく、主に石英という鉱物を多く含んでいることが特徴である。一方、「石英閃緑岩」は「閃緑岩」の一種であり、この閃緑岩は花崗岩と同時代の深成岩である。花崗岩に比べると輝石や角閃石などの有色鉱物を多く含み、花崗岩よりも黒っぽいことが特徴である。また、閃緑岩の多くは石英を含み、石英を含んでいない純粋な閃緑岩はほとんど産出しない。石英を含んでいるか、含んでいないかでは厳密に区別され、「石英を含んだ閃緑岩」を「石英閃緑岩」と呼ぶ。

さらに調査を進めるうち、飛鳥で産出される地場石を「飛鳥石」と呼ぶことが分かった。

ではこの飛鳥石は、飛鳥の石造物に多く用いられている「花崗岩」と「石英閃緑岩」、このいずれを指すのであろうか。飛鳥石に関する記載がみられる文献ならびに WEB サイトを調べた結果、両方のケースがあることが明らかになった。鈴木（2009）は、奈良県の石を飛鳥石、生駒石、宇賀志石、宇賀志御影、花崗岩、かなぼ石、日下石、闇石、高野石、洞川大理石、奈良石、榛原石、増口石の13種類に分類している。そして飛鳥石については「あすかいし飛鳥石（高市郡明日香村） 花崗岩質 古くから明日香村では擁壁、井戸、手水鉢など多種多量に用いられている」と述べており、飛鳥石は花崗岩であるとしている。また三宅（2001）も、飛鳥周辺地域の山々は深成岩類（白亜紀形成）の中でも花崗岩類が多く、これは飛鳥石であると述べている。一方、明日香村の公式HPに掲載されている指定文化財の岩屋山古墳の紹介記事には、「石英閃緑岩(通称、飛鳥石)」と明記されている。また、奈良県飛鳥村と関西大学文学部考古学研究室が2012年に制作したDVD付属の解説書『石舞台古墳～巨大古墳築造の謎～』においても、「石英閃緑岩（通称飛鳥石）と呼ばれる石舞台古墳付近で産出される巨石を積み上げてできた石室」という記載がみられ、飛鳥石は石英閃緑岩であるとしている。その他、飛鳥石に関していくつか記事が存在するが、このように飛鳥石を花崗岩であるとするもの、石英閃緑岩であるとするもの、いずれのケースもみられた。これは、どのように理解すればよいのだろうか。

3. 飛鳥地方の地質

少なくとも飛鳥地方で産出される石を「飛鳥石」と呼ぶことは確実であることから、そもそも当該地方の土地にはどのような種類の石が分布しているのかを確認したい。図1に、飛

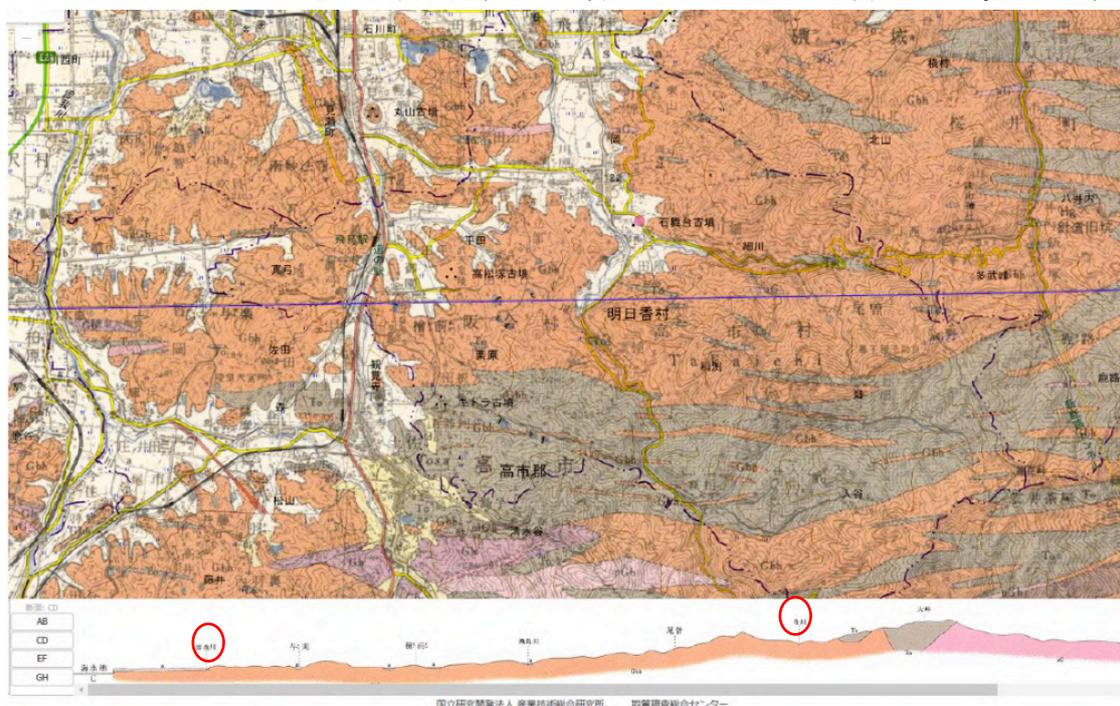


図1 飛鳥地方の地質図

出典：5万分の1地質図幅「吉野山」(平山健、神戸信和、産総研地質調査総合センター)
<https://gbank.gsj.jp/geonavi/geonavi.php#14,34.45554,135.82663>

鳥地方の地質図を示す。下の断面図は、図中青の横線で切ったものである。本図と断面図との比率が異なるため対応関係がやや分かりにくい、断面図内で赤丸で示した（筆者加筆）曾我川から寺川までの範囲にほぼ該当する。

これをみると、先述した石舞台古墳の周辺域を含む広範囲に薄茶色で示された Gbh 層が分布していることが分かる。これは「黒雲母角閃石花崗岩」であり、20 万分の 1 地質図では「花崗閃緑岩」と記されている。「花崗閃緑岩」とは、名称をみると花崗岩なのか閃緑岩なのか分かりにくい、花崗岩をさらに細分化した岩石の種類の一つであり、花崗岩類に属する。花崗岩類は、カリ長石に富む部分（典型的な花崗岩）とカリ長石と斜長石がほぼ等量に含まれる部分（アダメロ岩と呼ばれる）に大別されるが、カリ長石が少なく斜長石が多くなると一般に「花崗閃緑岩」と呼ばれる。日本ではこの花崗閃緑岩が多く、これを「花崗岩」と称することも多いという。すなわち、飛鳥地方は「花崗岩（花崗閃緑岩）」が広く分布しており、その所々に「石英閃緑岩」が混在している土地だといえる。

4. 飛鳥の石の文化、再考

日本国内の花崗岩には、その産地の名で呼ばれることが多いという特徴がある。とすると、「飛鳥石」と称されているのは、主に飛鳥地方に広く分布する「花崗岩（花崗閃緑岩）」のことだと考えるのが自然である。ただし、当地には部分的に石英閃緑岩も分布しており、これも「飛鳥石」と称する場合があったため、先述したような定義の混在がみられたのではないかと推察できる。ここで注目したいのが、冒頭表 1 に示した飛鳥の石造物が、花崗岩と石英閃緑岩といういずれも含む当地で産出される石材、すなわち「飛鳥石」を多用しているという点である。飛鳥石の利用は、実は石造物に留まらない。当地で数多く造られた古墳にも、飛鳥石が用いられている。古墳時代後期（5 世紀～6 世紀）の都塚古墳や、終末期前半（6 世紀末～7 世紀半ば）の岩屋山古墳、石舞台古墳がその代表例である。島津光夫（2006）によると、それらの石室にはすべて「花崗閃緑岩」が用いられているという。このようにみえてくると、古代飛鳥の石の文化は、素材は地場石を用い、一方で石造物や古墳を造る技術は石工技術が進んだ渡来人から伝わったものゆえ、まさに飛鳥という「土地」と渡来人がもたらした「技術」という、大きなスケールの内外の融合によって生み出されたものであったといえよう。その産物である数々の石造物や古墳は、現在、飛鳥の何気ない日常風景に溶け込み、静かに佇んでいる。

<参考文献>

- 関西大学文学部考古学研究室・明日香村『石舞台古墳～巨大古墳築造の謎～』明日香村
鈴木淑夫（2009）『石材の事典』朝倉書店
奥田尚（2006）『古代飛鳥「石」の謎』学生社
島津光夫（2006）「古墳の石」『新潟応用地質研究会誌』9-23, 新潟応用地質研究会
遠藤祐二・加藤 碩一（2003）「飛鳥の石造物」『地質ニュース（592）』53-60, 実業公報

社

- 三宅正弘 (2001) 『石の街並みと地域デザイン 地域資源の再発見』 学芸出版社
- 飛鳥資料館 (2000) 『あすかの石造物』 飛鳥資料館
- 肥塚隆保 (1993) 「飛鳥地方出土石材の保存科学的調査」 『奈良文化財研究所年報』 58, 奈良国立文化財研究所
- 益富寿之助 (1987) 『原色岩石図鑑』 保育社
- 明日香村 HP : no.1 明日香村埋蔵展示室展示資料解説 no.1 「牽牛子塚古墳の閉塞石」
<https://asukamura.jp/chosa_hokoku/tenjishitsu/kaisetsu.pdf>2019年7月30日閲覧
- 明日香村 HP 「岩屋山古墳」
<https://asukamura.jp/chosa_hokoku/iwaya/iwaya.html>2019年7月30日閲覧
- 国営飛鳥歴史公園 HP 「石舞台古墳」
<<https://www.asuka-park.go.jp/area/ishibutai/tumulus/>>2019年7月30日閲覧
- なら旅ネット (奈良県観光公式サイト) 「鬼の俎、鬼の雪隠」
<http://yamatoji.nara-kankou.or.jp/03history/04stone/03east_area/oninomanaita-oninosetchin/#link_01>2019年7月30日閲覧

Ⅱ 「日本人の心のふるさと」という飛鳥のイメージはどのように生まれ、定着したのか (山田)

1. 飛鳥と「ふるさと」

飛鳥地域は、「日本人の心のふるさと」、「万葉のふるさと」など、「ふるさと」を枕詞として語られることが多い。では、このような飛鳥に対する「ふるさと」イメージは一体いつ、どのようにして生まれ、広まっていったのか。その背景には、何があったのだろうか。本稿ではこのイメージが付与され、定着していくプロセスを解明したい。なお、「アスカ」の漢字表記について、本稿では「アスカ村」の場合のみ「明日香」、それ以外の地域名や時代名の場合は「飛鳥」と表記することとする。

関連する先行研究としては、池田(2010)が、村が実施している「ふるさと」を主題としたまちづくりがツーリストのイメージ形成に及ぼす影響について考察している。これに対し本稿では、飛鳥地域に関する文献ならびに新聞記事から、「ふるさと」イメージのルーツを解明することに主眼を置くものである。

2. 「ふるさと」イメージの定着

飛鳥地域を対象とした戦後の文献・文書において、初めて「ふるさと」という表記が明確に確認できるのは、昭和22年(1947)に刊行された近畿日本鉄道会社編集室による『近畿古文化叢書』第一編『飛鳥の古都』である。以後、この「ふるさと」という言葉

は、飛鳥地域が保存すべき地域として意識されるようになるなかで、この地域の枕詞として、日本や日本人のといった修飾語と共に頻繁に使用されるようになっていく。昭和 45 年（1970）1 月、『『日本の心のふるさと』明日香を守るために』と題した直訴状が、時の首相に提出された。これは、飛鳥保存に積極的に取り組んでいた東洋医学研究家の御井敬三氏¹⁾が、松下電気器具製作所(現パナソニック)の創業者で飛鳥保存に尽力しており、かつ首相と親交のあった松下幸之助氏を介して、飛鳥地域の保存の必要性を強く訴えたものである。その内容は、明日香村は古代日本の国家が築かれ、政治と文化の母胎となった地であり、「日本の心のふるさと」に値する唯一の存在であるとし、また、その飛鳥がこのままでは開発の波にのまれ、本来の価値を失ってしまう恐れがあるため、日本人の精神のふるさととして村民の生活保障を含めた飛鳥の保存について、国を挙げて早急に法的措置を求めるものであった。さらに、飛鳥を守ることは「温故知新」であると説明し、首相自らの訪問を懇願したものであった。これを受けて同年 6 月、実際に佐藤首相は明日香村を訪れ、その後「国・県・村が協力、住民の納得できるよう保存したい。」と約束して、飛鳥の保存が進んでいった。この直訴状が現在に至る飛鳥保存の契機となったのである。

このような直訴状の提出、首相の飛鳥訪問によって、飛鳥保存の世論は高まり、それと連動して新聞など各メディアでも飛鳥に関する内容が頻繁に取り上げられるようになった。例えば昭和 45 年（1970）4 月の読売新聞には、「保存間に合う 飛鳥で文相談」の見出しで、「万葉のふるさと奈良県飛鳥地方を」（傍線は筆者加筆）という書き出しの記事が掲載されている。この記事は、当時の文相大臣が、首相の飛鳥訪問に向けて現地を視察し、記者会見を行ったことを報じる内容である。書き出しのみならず、大臣の発言にも「飛鳥地方は心のふるさととして残す」（傍線は筆者加筆）という文言がみられ、飛鳥という土地の価値表現において「ふるさと」という言葉が好んで用いられるようになっていたことが伺える。明治 7 年（1874）から平成元年（1989）に出された読売新聞の記事を「飛鳥、ふるさと」という 2 つのキーワードで検索した結果を表 1 に示す²⁾。直訴状提出前年にあたる昭和 44 年（1969）までは 2 件しかなく、かつその内容も飛鳥の価値表現として「ふるさと」を用いるものではないが、飛鳥保存のエポックとなった昭和 45 年（1970）は 1 年間で 5 件の飛鳥を「ふるさと」と表す記事が出されていることが分かった。以後、同様の記事は増加していく。

そしてこれらの記事内容と飛鳥保存の動向を比較すると、直訴状提出および首相訪問を契機とし、さらに昭和 47 年（1972）の高松塚古墳発見後はとりわけ飛鳥が「ふるさと」として語られることが増え、その価値認識が広まっていったことが分かった。表 2 に、この流れを整理して示す。飛鳥保存の世論の高まり、そしてそれと連動した新聞等のメディアの影響によって、飛鳥は日本人の心の「ふるさと」である、と

表 1：読売新聞における「飛鳥、ふるさと」の年代別検索結果件

年代	検索結果件数
1874年～1969年	2件
1970年	5件
1971年	4件
1972年	20件
1973年	3件
1974～1989年	66件

表 2 : 飛鳥保存の動向と「ふるさと」イメージの変遷

年代	飛鳥におけるできごと	保存に対する動き	「ふるさと」イメージについて
1947	「近畿古文化叢書」刊行		「ふるさと」のイメージ誕生
1966		明日香村が古都保存法によって古都に指定される	飛鳥保存の世論が高まる 「ふるさと」のイメージが定着し始める
1970	直訴状を首相に提出		
	飛鳥首相訪問	飛鳥古京を守る会 誕生	
1971		公益財団法人古都飛鳥保存財団設立	
1972	高松塚古墳 発掘		
1980		明日香法 制定	「飛鳥ブーム」到来で注目集まる 飛鳥＝「ふるさと」が広く定着

いう共通イメージが広く世間に定着していったのではないかと考えられる。

3. 飛鳥と「古代」「古代ロマン」

飛鳥の地では、既に 1950 年代後半より発掘調査が本格化し、次々と貴重な古代の遺構・遺物が確認されていったが、特に昭和 47 年（1972）の発掘調査による高松塚古墳の極彩色壁画の発見は多くの人々の関心を惹きつけることとなり、「飛鳥ブーム」と呼ばれる現象を喚起した³⁾。先述した通り、これを機に飛鳥は日本人の心の「ふるさと」である、という共通イメージが広く世間に定着していったが、これと時を同じくして飛鳥の遺構・遺物に対して「古代」に「謎」や「夢」といった表現が併用されるようになっていった。さらに飛鳥の地全体が、先述した「ふるさと」に加えて「古代ロマン」という表現でもしばしば語られるようになり、現在に至る。

昭和 45 年（1970）5 月の朝日新聞には「飛鳥における古代の発見 - 解かれる歴史のなぞ」という見出しで、飛鳥寺や板蓋宮などの遺跡が発掘により明らかになったこと、また明らかになりつつあることをまとめた記事が掲載されている。さらに昭和 57 年（1982）2 月の朝日新聞には「飛鳥の里にロマン探す」という見出しの記事が掲載されており、「古



図 1 : 朝日新聞 1982 年 2 月 4 日付夕刊 2(10)

代のロマンと、ナヅを秘めた飛鳥の里。」という書き出しで、石舞台古墳や亀石や猿石など、何も語らない巨石・奇岩にロマンがあるという内容の記事が掲載されている(図 1)。

4. 飛鳥のイメージのルーツとは

以上みてきた通り、現在の飛鳥のイメージである「ふるさと」は、戦後すぐに生まれてはいたものの、当時は「定着」とまではいえない状況であった。しかし、昭和 45 年 (1970) に直訴状、また首相の飛鳥訪問を契機として飛鳥保存の世論が高まるなか、新聞などのメディアを通して定着し始め、昭和 47 年 (1972) の高松塚古墳発掘を機にさらに多くの人々が飛鳥に関心を持つようになったことと連動して、「ふるさと」というイメージも広く世間に定着していったと考えられる。また、特に飛鳥ブームを境に、飛鳥の地は「ふるさと」に加えて「古代ロマン」という表現でもしばしば語られるようになった。飛鳥の地に付与されたこの 2 つのイメージ「ふるさと」「古代ロマン」は以後現在に至るまで継承され、当地の情報発信においてしばしば目にするフレーズとなっている。

<注釈>

- 1) 和歌山県出身。戦後は、大阪市で鍼と灸で治療する医院を経営していた。昭和 40 年頃、漢方脈診が中国から飛鳥に伝わったことを知り、訪問。その後足しげく通い、ついには飛鳥に居を移した。飛鳥に開発の波が迫っていると身をもって感じ、財を投じて「飛鳥古京を守る会」を活性化し、「飛鳥村塾」を開講した。飛鳥の保存に心血を注いだ。
- 2) 同様に、「明日香 ふるさと」でも検索をかけたが、検索結果は 0 であった。
- 3) 昭和 45 年 (1970) を境に新聞・テレビ等のマスコミが競って飛鳥の保存問題を取り上げるようになったため、この頃を「飛鳥ブーム」の始まりとしている記事や論考もみられる。ただしいずれにせよ、高松塚古墳の壁画の発見に伴い観光客の数が飛躍的に増大し、この地の知名度・人気はさらに向上した。

<参考文献>

- 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 (2013) 『奈良文化財研究所創立 60 周年記念講演 遺跡をさぐり、しらべ、いかす—奈文研 60 年の軌跡と展望—』(株)クバプロ
- 池田雄斗(2010)『奈良明日香村における「ふるさと」演出と古都飛鳥観光の真正性』国土館大学地理学会
- 高山周子編(2001)『飛鳥に学ぶ (財)飛鳥保存財団設立 30 年記念号』財団法人飛鳥保存財団
- 高橋進(1982)『風景美の創造と保護 風景学序説』大明堂
- 朝日新聞「飛鳥における古代の発見 - 解かれる歴史のなぞ」1970 年 5 月 19 日付夕刊、

(7)

朝日新聞「首相の飛鳥視察と史跡保存」1970年6月27日付朝刊、10(5)

朝日新聞「保存・調査に巨費必要」1970年6月29日付朝刊、(1)

朝日新聞「週末ガイド ロマン探す 何を語る巨石・奇石」1982年2月4日付夕刊、
2(10)

読売新聞「古都を守る心」1970年6月21日付朝刊、(2)

読売新聞「保存間に合う - 飛鳥で文相談」1970年4月25日付朝刊、(17)

明日香村HP <asukamura.jp> 2019年7月30日閲覧

公益財団法人古都飛鳥保存財団ホームページ <asukabito.or.jp> 2019年7月30日閲覧

Ⅲ なぜ明日香村は村全域が「歴史的風土保存地区」になっているのか

(橘高、井原)

1. 明日香村における歴史的風土保存

昭和41年(1966)、高度経済成長期における急激な都市化が進むなか、各地で歴史的環境の破壊が社会問題となり、「古都」における歴史的風土を保存するための法律が誕生した。「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」、通称「古都保存法」である。ここで「古都」とは、「わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村をいう。」(第2条第1項)と定められた市町村で、現在は京都市、奈良市、鎌倉市のほかに、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、逗子市並びに大津市の8市1町1村が指定されている。

そのなかで、明日香村は異彩を放っている。なぜなら、古都保存法の特例として昭和55年(1980)に「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」、通称「明日香法」が制定され、明日香村の「全域」が保存対象である「歴史的風土」と規定されているからである。このような特殊性ゆえに明日香法は「歴史的風土の保存」と「住民生活の安定・向上」の二本柱で構成されている。ではなぜ、他の古都と異なり、明日香村だけが「全域」保存となったのだろうか。明日香村の歴史的風土保存の経緯に関しては、自治体史に詳細にまとめられており、またその特徴や課題については、住民生活や住民意識との関係性から論じた吉兼(2000)や藤居(2003)をはじめとする研究の蓄積がある。本稿は、これらの先行研究による知見を踏まえつつ、特に保存対象が全域に拡張していった経緯に焦点を当て、その特徴と背景を考察することを目的としたい。

2. 明日香村における歴史的風土保存のあゆみ—「全域」保存に至るまで

まず、古都保存法の制定に始まる明日香村の歴史的風土保存の経緯について、自治体史（辰巳敏文（1974）『明日香村史 下巻』明日香村史刊行会、明日香村（2006）『続明日香村史 下巻』明日香村）から関連する主要な出来事を抽出し、時系列で整理した（表 1）。

表 1：明日香村の歴史的風土保存の経緯

年	月	事象	
昭和 41 年(1966)	1 月	「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）公布	
	7 月	明日香村、古都保存法の適用対象市町村となる	
	10 月	明日香村、都市計画法の適用を受け、橿原市都市計画区域に編入	
昭和 42 年(1967)	5 月	内閣総理大臣が歴史的風土審議会に <u>歴史的風土保存区域案 375ha</u> と歴史的風土保存計画案を諮問	
	6 月	歴史的風土審議会委員・専門委員、政府関係者が明日香村の現状視察	
	8 月	歴史的風土審議会で <u>歴史的風土保存区域約 391ha</u> を決定	
	12 月	<u>明日香村歴史的風土保存区域約 391ha</u> が指定	
昭和 43 年(1968)	1 月	明日香村歴史的風土保存計画が決定	
	4 月	橿原市都市計画明日香風致地区の指定が告示（歴史的風土保存区域と同一の地区）	
昭和 44 年(1969)	2 月	<u>橿原市都市計画飛鳥宮跡歴史的風土特別保存地区約 55ha および石舞台地区約 5ha</u> の指定を告示	
昭和 45 年(1970)	2 月	東洋医学研究家、御井敬三が明日香村保全の直訴状を、松下電器産業株式会社松下幸之助会長を経て首相に提出	
	3 月	「飛鳥古京を守る会」設立総会	
	4 月	奈良県「飛鳥・藤原長期総合計画」の決定。	
	4 月	「飛鳥村塾」開設（御井敬三私設）	
	5 月	奈良県知事、首相に「藤原・飛鳥地域長期総合保存開発構想」を提出	
	5 月	「飛鳥古京を守る議員連盟」発足	
	6 月	佐藤首相、各閣僚や国会議員と共に明日香村を視察	
	7 月	内閣総理大臣が歴史的風土審議会に「飛鳥地方における地域住民の生活と調和した歴史的風土をいかにすべきか」を諮問。同審議会、特別部会の設置	
	9 月	歴史的風土審議会「飛鳥地方における歴史的風土の保存に関する当面の方策」決定、答申。	
	12 月	「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策について」を閣議決定 ※古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法による <u>歴史的風土保存区域の約 500ha の拡張、歴史的風土特別保存地区の約 10ha の拡張</u> が記載	
	昭和 46 年(1971)	2 月	奈良県古都風致審議会において飛鳥地方の歴史的風土保存区域約 <u>527ha の拡張案</u> を承認
		3 月	内閣総理大臣が「天理市・橿原市・桜井市及び奈良県高市郡明日香村歴史的風土保存区域の変更」及び「天理市・橿原市・桜井市及び奈良県高市郡明日香村歴史的風土保存計画の変更」について歴史的風土審議会に諮問、答申
4 月		<u>歴史的風土保存区域約 527ha を拡張した合計約 918ha</u> が決定	
4 月		「財団法人 飛鳥保存財団」発足	
5 月		明日香村歴史的風土保存計画の一部変更	
7 月		風致地区の変更及び飛鳥宮跡歴史的風土特別保存地区の拡張案について奈良県都市計画地方審議会に諮問、同審議会は風致地区の約 863ha の拡張については承認したが、 <u>歴史的風土特別保存地区の約 42ha の拡張については保留・継続審議とする</u>	
8 月		風致地区、指定面積約 1254ha の追加指定が告知	
10 月		（9 月末の奈良県都市計画地方審議会の可決を受けて） <u>飛鳥宮跡歴史的風土特別保存地区約 42ha の拡張変更</u> が告示	
昭和 47 年(1972)	3 月	高松塚古墳で壁画を発見	
昭和 48 年(1973)		国による「飛鳥地域総合計画調査」が県の協力のもと実施（本年および昭和 49 年（1974）の 2 か年）	
	11 月	伝飛鳥浄御原宮跡における大規模な方形基壇の発見	

昭和49年(1974)	7月	明日香村、「飛鳥地方の保存対策に係る特別立法に関する要望書」を、県東京事務所を通じて国や飛鳥古京を守る議員連盟に提出
	11月	飛鳥古京を守る議員連盟、特別立法小委員会を開催し「飛鳥保全特別措置法(案)」の法律要綱を提示
昭和52年(1977)	1月・2月	奈良県、明日香村、特別立法に関する要望書を衆議院法制局四部二課に提出・説明
	6月	県知事、県議会会長、村長が首相官邸で福田首相に飛鳥特別立法の早期制定を陳情。村より要望書「飛鳥保全対策特別措置法の早期制定に関する要望について」提出
昭和53年(1978)	5月	福田首相、明日香村を視察 県知事・飛鳥保存財団理事長、村長・村議会会長が各々飛鳥保存対策に係る特別立法に関する要望書提出・陳情
	7月	飛鳥古京を守る議員連盟、「飛鳥保存特別立法委員会」設置
昭和54年(1979)	8月	県知事・村長が冊子状の「飛鳥地域特別立法に関する要望」および「飛鳥地域特別立法に関する要望資料 明日香村の特殊性と特別立法の必要性」を首相はじめ関係省庁の各大臣・飛鳥古京を守る議員連盟の各議員等に提出 ※保全対策として、明日香村独自の規制制度を設け、明日香村の <u>全域 2404ha</u> を規制対象地域とする旨の記載あり
	10月	福田首相、閣議で飛鳥地方の歴史的風土及び文化財の保存のための立法化を検討するよう関係各大臣に指示
	11月	総務省・自治省・建設省・農林水産省・国土庁・文化庁・奈良県・明日香村の各担当者による連絡会議の開催
	11月	総理府審議室・自治省地域政策課・建設省都市計画課・県及び村の関係各課による協議会の開催。それを踏まえて、奈良県、新たな要望書「飛鳥地方特別措置法に関する要望事項」作成 ※都市計画に第1種保存区域・第2種保存区域を定める「飛鳥地方歴史的風土等保存区域」の指定について記載あり
	3月	内閣総理大臣が歴史的風土審議会に「明日香村における歴史的風土の保存と地域住民の生活との調和を図るための方策はいかにあるべきか」諮問、同審議会は特別部会設置
昭和55年(1980)	7月	歴史的風土審議会特別部会、「明日香村における歴史的風土の保存と地域住民の生活との調和を図るための方策について」答申 ※明日香村 <u>全域</u> を規制対象区域とする記載あり
	7月～8月	明日香村、村長をはじめ村幹部・担当職員が全村37か大字の住民に「特別立法に関する地区別説明会」開催
	10月	奈良県・明日香村、「明日香を守ろう」パンフレットを関係省庁、飛鳥古京を守る議員連盟の各議員および全村に配布
	12月	天皇陛下、明日香村視察
	1月	「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(案)」を政府原案として最終決定
昭和55年(1980)	5月	「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」公布施行 ※明日香村の <u>全域</u> に渡って良好に維持されている歴史的風土を保存対象地域とし、「明日香村歴史的風土保存計画」に基づき、当該地域を区分して都市計画に「第1種歴史的風土保存地区」「第2種歴史的風土保存地区」を定める旨記載。
	8月	「明日香村歴史的風土保存計画」の公示
	12月	(奈良県都市計画地方審議会の可決を受けて) 都市計画に <u>第1種歴史的風土保存地区 126ha、第2種歴史的風土保存地区 2278ha</u> を定め告示

表中の保存対象区域に関する箇所は太字・下線で明示した。これをみると、明日香村の全域が保存対象区域になるまで、大きく3つの段階を経ていることが分かる。この各々の節目の背景には何があったのか、以下詳しくみていきたい。

3. 「歴史的風土保存区域」の誕生

昭和 41 年（1966）5 月の歴史的風土審議会において、古都保存法の対象となる都市の考え方が整理され、以下 3 つの指定基準が定められた。

- ① 長期にわたってわが国往時の全国的な政治の中心地又は時代を代表する歴史上重要な文化の中心地であった都市であること。
- ② 史実に基づいた文化的資産が集積し、かつ、当該歴史上重要な文化的資産が広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、後代の国民に継承されるべき貴重な「歴史的風土」を形成している土地を有する都市であること。
- ③ 市街化若しくはその他開発行為が顕著であって「歴史的風土」の侵犯のおそれがあるため、積極的な維持、保持の対策を講ずる必要のある都市であること。

明日香村は 6 世紀末から 8 世紀初頭にかけて政治の中心地であったことから①を満たし、数多くの歴史的文化遺産があるほか、大和三山及び背後の丘陵と一体となった環境が存在することから②を満たし、さらに大阪都市圏の範囲にあり、団地の開発等による歴史的風土の侵犯が懸念されていたことから③を満たし、昭和 41 年（1966）7 月に古都保存法による政令市町村の一つに指定された。これを受けて、昭和 42 年（1967）12 月、明日香村歴史的風土保存区域約

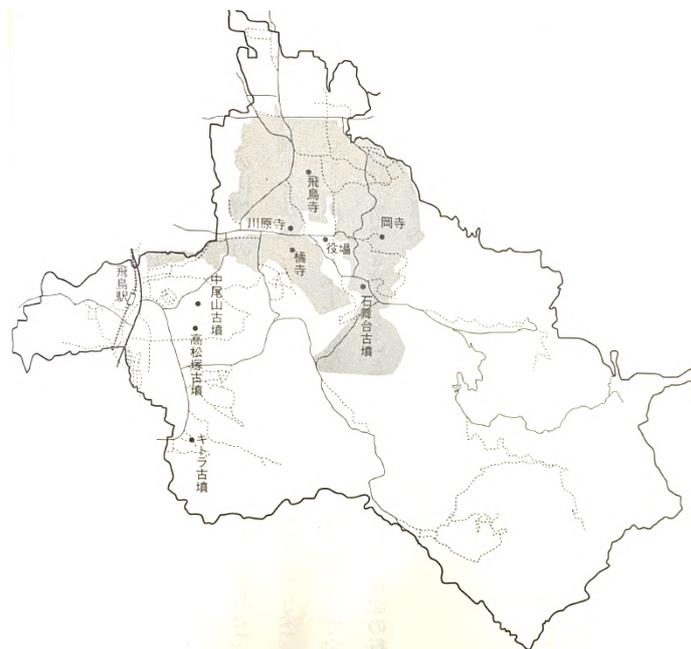


図 1：昭和 42 年（1967）12 月に指定された保存対象区域
出典：明日香村（2006）『続明日香村史 下巻』 p.98

391ha が指定された（図 1）。これが、まず第 1 段階である。

表 1 に示す通り、当初は少し小さい歴史的風土保存区域案 375ha で内閣総理大臣が歴史的風土審議会に諮問していたが、同審議会では約 16ha 拡張した約 391ha を決定し、これが最終区域となった。昭和 43 年（1968）1 月に決定された明日香村歴史的風土保存計画¹⁾には、当該区域の考え方に関する以下の記載がみられる。

1-(5)明日香地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、飛鳥板蓋宮跡、飛鳥寺、天武・持統天皇陵、石舞台古墳等と一体となる自然的環境の保存にあり、背景となる甘樫丘等の丘陵における建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点をおくものとする。区域の審議にあたっては、審議会の委員・専門委員と政府関係者が明日香村の現状を視察している。さらに答申時には、明日香村では比較的良好に古都の自然環境が温存され、また村の主要部が相当広域に保存区域となるため、保存区域の内外に及んで早急に都市計画を策

定し、無計画な開発を防止するようとの意見が付記されている。これらのことから、約 391ha の区域決定の背景には、無秩序な住宅造成の波が村周辺に押し寄せてきつつあった当時の状況に照らし、専門家を中心に明日香村のなかでも特に保存すべき区域を慎重に抽出し審議した経緯があったと推察される。

4. 「歴史的風土保存区域」の拡張

昭和 46 年 (1971) 4 月、従来の区域を約 527ha 拡張した歴史的風土保存区域約 918ha の決定がなされた (図 2)。これが、第 2 段階である。この拡張に伴って同年 5 月に一部変更された明日香村歴史的風土保存計画には、新たな保存対象区域の考え方に関する以下の記載がみられる。

1-(5)明日香地区

本地区の歴史的風土の主体は、飛鳥板蓋宮跡、飛鳥浄御原宮跡、大官大寺、飛鳥寺、天

武・持統天皇陵、於美阿志神社、

石舞台古墳、甘樫丘、飛鳥川等と一体となる自然的環境の保存にあり、建築物その他の工作物等の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点をおくものとする。

この保存対象区域の拡張の話が動き出したのは、昭和 45 年(1970)である。II 章で記した通り、この年は東洋医学研究家の御井敬三氏が『『日本の心のふるさと』明日香を守るために』と題した直訴状を首相に提出し、首相が明日香村を訪問して、飛鳥保存の世論が急激に高まった年に該当する。この当時、既に明日香村周辺に迫っていた宅地造成の波はさらに勢いを増し、村内で大阪などの主要都市への通勤圏に含まれる、既存の保存対象区域対象外の土地にも迫ろうとしていた。直訴状提出の前年にあたる昭和 44 年(1970)、「御井宅で飛鳥古京を守る会」活動に向けて開催された第 1 回役員会では、以下の 3 つの方針が打ち立てられた。

1. 遺跡を破壊から守ること。さらに発掘調査を推進すること
2. 自然美を含めた村の景観を全体として維持すること
3. 村民の生活をどこまでも守ること

このうち特に方針 2 からは、当時、既存の保存対象区域に留まらない、さらに面的に広がりをもった保存が意識されるようになっていたことが伺える。ただし、この急激な保存意識の

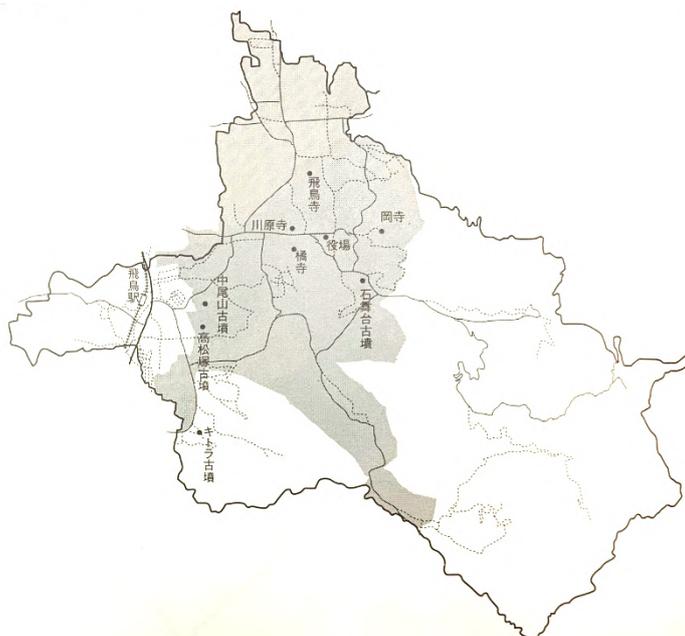


図 2 : 昭和 46 年 (1971) 4 月に指定された保存対象区域
出典 : 明日香村 (2006) 『続明日香村史 下巻』 p.111

高まりと拡大は、同時にこれが生活に直結する問題であるという意識をその地に暮らす村民により強く喚起することにもなった。このような問題は、既に上記方針 3 に挙がっていたように一定の意識はされていたが、昭和 45 年(1970)に入り、国の関係省庁、また関連学会や財界からの視察が相次ぎ、メディア報道も過熱し、飛鳥保存に関する様々な意見が頻繁に飛び交うようになるなかで、多くの村民が自分事として強く意識するようになった。5 月には大規模な飛鳥村民会議も開催された。

このような情勢のもと、昭和 45 年(1970)7 月に内閣総理大臣は歴史的風土審議会に「飛鳥地方における地域住民の生活と調和した歴史的風土をいかにすべきか」を諮問した。同審議会に設置されたこの飛鳥問題に対する特別部会には、学識経験者の他に県知事と明日香村村長も名を連ねており、その結果出された答申には、冒頭に方針として「飛鳥地方における歴史的風土を地域住民の生活と調和を図りながら保存すること」「保存にあたっては、法的規制を講じつつ、地域住民をはじめ広く民間の積極的支持と協力を求めること」の 2 つを挙げている。そのうえで、「保存の方法」として、風致地区の拡張や都市計画法による市街化区域と市街化調整区域の区域区分に関する都市計画決定の要求等と併せ、「歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区を拡張すること」が明示された。この答申を受けて、同年 12 月の閣議決定「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策について」では、「保存等の措置」として「歴史的風土保存区域を明日香村大字奥山、大字小山および大字上平田を中心として約 500 ヘクタール、また歴史的風土特別保存地区を明日香村大字飛鳥、大字奥山を中心として約 10 ヘクタール拡張する。」というより具体的な内容が記載された。これに基づきその後然るべき手続きを経て、本節冒頭に挙げた歴史的風土保存区域約 918ha の決定が実現したのである。

これらのことから、保存対象区域の拡張の背景には昭和 45 年(1970)における急激な保存意識の高まりがあったが、これは村民生活との調和・共存という大きな課題の顕在化も伴う動きであったと指摘できる。昭和 46 年(1971)の村長による年頭挨拶では、旧年を「明日香村にとって大きな転換の年でした」と評すると共に、「・・・明日香の宿命的な制約と、国が行う整備の中で、各々がいかにして力強く、意欲的に対処して生き、その生活を向上させていくかが、われわれに課せられた問題点ではないでしょうか」という呼びかけがなされている。「飛鳥問題」とも称されたこの保存と生活との調和に係る問題の根は深く、以後も様々な形で表出していった。規制の厳しい歴史的風土特別保存地区約 42ha の拡張案が住民の強い反発を招き、学術的には重要であるが国・県が住民に対し施策を講じなかったとして昭和 46 年(1971)7 月、奈良県都市計画地方審議会が保留・継続審議とし、その後懇談会を重ねて住民対策を講じるという条件付きで同意を得たことは、その顕著な例といえる。

5. 「歴史的風土保存地区」による「全域」保存

昭和 55 年(1980)5 月に公布施行された「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」(以下、通称の明日香法を用いる)において、明日香村

の「全域」に渡って良好に維持されている歴史的風土を保存対象地域とし、「明日香村歴史的風土保存計画」に基づき、当該地域を区分して都市計画に「第1種歴史的風土保存地区」「第2種歴史的風土保存地区」を定める旨の記載がなされた。このように、「第1種歴史的風土保存地区」「第2種歴史的風土保存地区」という新たな枠組みのもと、明日香村「全域」が保存対象区域となったのが第3段階である。「第1種歴史的風土保存地区」は「歴史的風土の保存上枢要な部分を構成していることにより、現状変更を厳に抑制」する地区、「第2種歴史的風土保存地区」は「著しい現状の変更を抑制」する地区で、かついずれも古都保存法の「歴史的風土特別保存地区」に相当すると定められた。同時に、古都保存法の一部が以下のように改正された。下線で示した市町村が、まさに明日香村のことである。

(特別保存地区の特例)

第七条の二

第二条第一項の規定に基づき古都として定められた市町村のうち、当該市町村における歴史的風土がその区域の全部にわたって良好に維持されており、特に、その区域の全部を第六条第一項の特別保存地区に相当する地区として都市計画に定めて保存する必要がある市町村については、別に法律で定めるところにより、第四条から前条までの規定の特例を設けることができる。

この改正を受け、同年12月、奈良県都市計画地方審議会を経て都市計画に第1種歴史的風土保存地区126ha、第2種歴史的風土保存地区2278haが定められ、告示された(図3)。

このような新たな枠組みによる保存対象区域の「全域」化の話は、明日香村における歴史的風土の保存と村民生活の安定・向上を同時に図るための対策が盛り込まれた特別措置法の制定が具体化するなかで浮上した。表1をみると、特に昭和49年(1974)以降、明日香村と奈良県が首相をはじめとする関係各方面に特別措置法制定の要望を繰り返し行っていることが分かる。この要望書や検討・審議の経緯で出された公文書のなかで明確に「全域」保存に関する内容が確認できるのは、昭和53年(1978)8月、奈良県知事および明日香村村長が連名で、首相はじめ関係省庁の各大臣・飛鳥古京を守る議員連盟の各議員等に提出した冊子状の「飛鳥地域特別立法に関する要望」および「飛鳥地域特別立法に関する要望資料



図3：第1種・第2種歴史的風土保存地区
出典：明日香村(2006)『続明日香村史 下巻』p.190

明日香村の特殊性と特別立法の必要性」である。具体の記載内容は、以下の通りである。まず、「要望」は保全対策と住民対策、そして村財政対策の三本柱で構成されているが、このうち保全対策に以下のように記載されている。

1. 保全対策

明日香における現行法令および行政指導による規制の実態ならびに風致景観の保全、遺跡文化財の分布状況等を踏まえ、明日香村独自の規制制度を設け、明日香村の全域 2404 ヘクタールを規制対象地域とする。

明日香村独自の規制制度の内容は、現行の法律、条令および行政指導による規制内容を制度化したものとし、規制内容に段階を設ける。

さらに明日香村の特殊性と特別立法の必要性等をまとめた「要望資料」には、以下のような記載がみられる。

2. 明日香特別立法の必要性

(3) 現在明らかにされている遺跡、文化財に限っても、それを良好な状態で保存するためには、現在歴史的風土保存区域または第 1 種もしくは第 2 種風致地区に指定されている地域と一部の白地地域を歴史的風土特別保存地区に指定することが理想である。しかし、明日香村の保存のあり方に対し住民の間に強い不満と反発がある現状では、何ら特別の助成措置を講じないままに新たに規制区域を拡大することは不可能である。

このなかで、明日香村における遺跡・文化財の分布状況を踏まえると、またそれを良好な状態で保存するためには全域を保存対象区域とすることが必要だ、という論理構造が示されている点に注目したい。明日香村では、既に 1950 年代後半より発掘調査が本格化し、次々と貴重な古代の遺構・遺物が確認されていったが、特に話題を集めた昭和 47 年 (1972) の発掘調査による高松塚古墳の極彩色壁画の発見以降、重要な遺跡等文化財の発見が相次ぎ、文化財保存とその上の居住地を両立させるための増改築・新築の計画変更や財政負担が喫緊の課題となっていた。このように村の随所に重要な地下遺構が分布しており、その保存を村民生活と不可分一体で考えねばならない明日香村の特殊性にかんがみると、明日香村の保存すべき歴史的風土は村の「全域」を対象として考えることが自然であり、かつそうすることによって地元の強い要望であった「村民生活の安定・向上」も具現化しやすいと考えたのではないかと推察できる。「要望資料」に記載された「明日香村の特殊性」のなかに、「古都保存法の規制の対象となっている他の地域と異なり、明日香村の場合は住民の日常生活の場が同時に遺跡、文化財の保存上もかけがえのない地域であるところに特色がある」さらに「日本人の心のふるさとと云われる明日香の歴史的景観は農業を中心とする住民の生活の営みによって形成されていることを考えるならば、明日香保全のためにも住民生活を無視することはできないはずである」と記載されていることは、そのひとつの証左といえよう。

6. 明日香村における歴史的風土保存、再考

明日香村全域が保存対象区域になるまでには、大きく 3 つの段階があった。その各段階

の背景を考察すると、まず「古都」指定当初は住宅造成の波が村周辺に押し寄せてきつつあった状況に照らし、特に学術的に重要であり、保存すべきと判断される枢要な区域を抽出し歴史的風土保存区域に指定した。その後昭和 45 年（1970）に入り急激に飛鳥保存の世論が高まるなかで、より面的に広がりをもった保存が強く意識されるようになり、従来の歴史的風土保存区域を拡張した。ただし、急激な保存意識の高まりと拡大は、これが生活に直結する問題であるという意識をその地に暮らす村民により強く喚起することにもなり、歴史的風土の保存と村民生活との調和・共存という「飛鳥問題」が顕在化することとなった。その抜本的な解決策として、明日香村における歴史的風土の保存と村民生活の安定・向上に係る特別措置法の制定が具体化するなかで、独自の新たな枠組み（「第 1 種歴史的風土保存地区」「第 2 種歴史的風土保存地区」）により村全域を保存対象区域とする方針が浮上した。その背景としては、村の随所に重要な地下遺構が分布しており、その保存を村民生活と不可分一体で考えねばならない明日香村の特殊性にかんがみると、明日香村の保存すべき歴史的風土は村の「全域」を対象として考えることが自然であり、かつそうすることによって地元の強い要望であった「村民生活の安定・向上」も具現化しやすいと考えたのではないかと推察される。このようにみえてくると、明日香村における歴史的風土保存の「全域」化は、その土地に暮らす村民生活との調和・共存のための抜本的措置を検討する際の前提となる「基盤」として生み出されたものとみなすことができよう。

<注釈>

- 1) 正確には「天理市、橿原市、桜井市及び奈良県高市郡明日香村歴史的風土保存計画」。
地区ごとに歴史的風土の特性に応じた行為規制について記載されている

<参考文献>

- 奈良県企画部風致保全課（1981）『明日香 特別立法への歩み』奈良県
- 辰巳敏文（1974）『明日香村史 下巻』明日香村史刊行会
- 明日香村（2006）『続明日香村史 下巻』明日香村
- 吉兼秀夫（2000）「遺跡保存と住民生活—明日香村の古都保存」『歴史的環境の社会学』27-48, 新曜社
- 藤田尚（2020）「明日香村における歴史的風土保存の取り組み—住民生活との調和の視点から—」『ランドスケープ研究 vol.83no.4』388-391, 日本造園学会
- 明日香村HP<<https://asukamura.jp>>2019年11月14日閲覧
- 国土交通省「明日香村の歴史的風土の保存等に係るこれまでの取組について」
<<http://www.mlit.go.jp/common/001263583.pdf>>2019年11月14日閲覧
- 公共財団法人古都飛鳥保存財団公式ホームページ
<<http://www.asukabito.or.jp>>2019年11月14日閲覧

長谷寺をめぐる

北野 大翔, 佐藤 太郎, 鈴木 絵里香

長谷寺は、奈良県桜井市初瀬にある真言宗豊山派の総本山、西国三十三所第八番札所である。初瀬山の山麓から中腹にかけて、懸崖に建つ国宝の本堂をはじめ多くの文化財建築を擁し、自然景観と調和した美しい伽藍が広がる。仁王門から本堂に至る登廊は傾斜地に巧みに建ち、この伽藍景観を特徴づけている。本尊の十一面観世音菩薩は、平安時代に貴族、特に女性の信仰を集め、当地は観音信仰の中心地となった。中世以降は庶民にも広く信仰され、全国からの巡礼者で大いに賑わう。花の寺としても名高く、一年を通して境内は種々の花で彩られるが、とりわけ春の牡丹は代表的である。約 150 種、7000 株という色とりどりの牡丹が芳香と共に随所に咲き誇り、人々を惹きつけている。



I 長谷寺にはどのような塔が建てられてきたのか

(鈴木)

1. 長谷寺の塔

長谷寺境内の西部には五重塔が建っている。昭和 29 年 (1954)、戦後日本に初めて建てられた五重塔で、「昭和の名塔」としても知られている。塔身は丹色で周囲の山の緑とのコントラスト、または秋には紅葉との調和が美しく光彩を放っている。この五重塔の傍には、三重塔の跡地が基壇と共に残されている。この三重塔は慶長年間に豊臣秀頼によって「再建」され、明治 9 年 (1876) の落雷による火災で焼失したものと伝えられている。長谷寺は、開創以来幾度となく火災に見舞われ、堂塔・坊舎が焼失と再建を繰り返してきた歴史をもつ。現在私たちが視認できる境内の塔は、上記の通り五重塔と三重塔の跡地だが、このような歴

表 1 : 長谷寺の消失、建立した塔の年代

火災発生年	焼失した塔の種類	関連情報
944 (第 1 回の大火)	不明	二王堂以外のすべての堂塔が焼失 →946 年にほぼ復興
1052 (第 2 回の大火)	不明	観音堂をはじめとした諸堂舎すべてが 焼失
1094 (第 3 回の大火)	不明	観音堂をはじめとした諸堂舎すべてが 焼失
1219 (第 4 回の大火)	不明	本尊と、食堂・阿弥陀堂以外の堂塔が 焼失
1280 (第 5 回の大火)	十三重塔	観音堂をはじめとした諸堂舎すべてが 焼失
1469	三重塔	本長谷寺を中心とした三重塔等の焼失
1495 (第 6 回の大火)	三重塔、十三重塔	観音堂をはじめとした諸堂舎すべてが 焼失
1536 (第 7 回の大火)	不明	本尊と観音堂、楼門よりの寺内の神 社・堂塔が焼失
1876 年	三重塔	落雷による三重塔焼失

史を辿ってきた長谷寺では、そもそも開創以来どのような塔が、どこに建立されてきたのだろうか。

長谷寺の創建時期については諸説ある。朱鳥元年（686）川原寺の僧、道明上人が天武天皇の病氣平癒を祈って初瀬の西岡に三重塔を建立したのを始まりとし（本長谷寺）、その後養老・神亀年間（719～729）に徳道上人が東岡に観音堂を建て（後長谷寺）十一面観音像を安置し、両者が合わさって現在の長谷寺が成立したというのが寺伝による古説である。ただしこの寺伝は、長谷寺に伝わる「銅板法華説相図」の銘に記された銅板自体の制作に関する内容を実際の三重塔の建立と読み換えて 12 世紀初頭以降形成されたものだということが、複数の研究者により確認されている。従って、長谷寺の塔がいつ、どこで最初に創建されたのかについては定かではない。長谷寺の歴史、特に火災と再建の史実に詳しい『豊山前史』（永島 1963）および『長谷寺史の研究』（遠 1979）から、羅災時の塔に関する情報を抽出し、時系列で整理した結果を表 1 に示す。長谷寺には、「大火」と呼ばれる大規模な火災が計 7 回あり、いずれも境内の堂塔・坊舎のほぼ大半が焼失している。羅災した塔の種類は不明なものも多いが、「三重塔」と「十三重塔」の二種類を確認することができる。現在に痕跡が残る「三重塔」のみならず痕跡を留めぬ「十三重塔」が含まれている点に注目したい。

2. 長谷寺と三重塔、十三重塔

では、これらの塔は、いつ、どこに、どのような姿で建立されていたのだろうか。近世～近代に長谷寺境内を描いた古絵図をみると、長谷寺に保存されている寛永 15 年（1638）に絵師狩野織部佐藤原重頼が描いた「長谷寺境内図」に、十三重塔が描かれていることが確認できる（図 1 赤丸で明示）。中央上部に描かれた舞台のある本堂の東方に高く聳えているのが十三重塔で、その傍らに「東塔本尊薬師」と記載されている。また、本堂西方には三重塔が確認できる（図 1 緑丸で明示）。この三重塔のすぐ近くには「本長谷寺」と書かれた仏堂

があり、前述の通り、本長谷寺と称されるようになった西岡における三重塔建立が起源ではないにせよ、遅くともそのような寺伝が形成された 12 世紀初頭以降には、この本長谷寺の地に三重塔が建立されていたのではないかと推察される。

「東塔」の十三重塔に対し、この由緒ある三重塔が「西塔」にあたると思われる。なお、この長谷寺境内図にはもう一基、右下方部に三重塔が描かれているが、この近くには與喜天満神社の神宮寺とみられる与喜寺があり、與喜天満神社の境内地に建立されたものである。

以後の絵図を追うと、長谷寺における



図 4：長谷寺境内図（1638 年）
出典：奈良国立博物館編（2011）『特別陳列 初瀬にま
すは与喜の神垣—与喜天満神社の秘宝と神像—』



図 6：初瀬山之図
（1670 年江戸期※1670 年以降出版）
奈良県立図書館所蔵

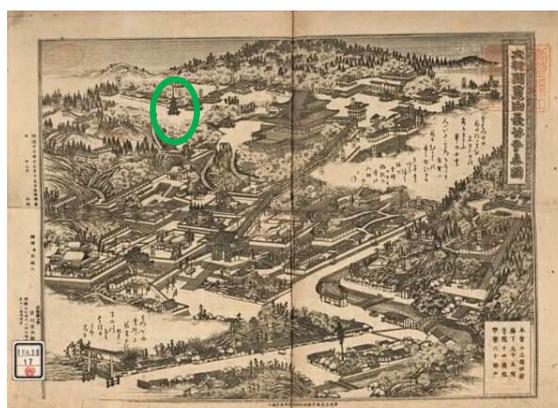


図 6：大和国豊山長谷寺真図（1880 年出版）
奈良県立図書館所蔵

三重塔の建立位置は、いずれも本長谷寺の地であることが分かる（図 2～図 3 緑丸で明示）。三重塔は焼失と再建を繰り返しながらも、ほぼ同じ場所に建立され続けてきたと推定される。現在三重塔跡地があるのも、この本長谷寺の地である（図 4 緑丸で明示）。なお、図 3 は明治 13 年（1880）に京都銅版師石田有年の製版で、吉川宗太郎が編集・出版した長谷寺境内図であるが、



図 7：長谷寺本堂周辺図
出典：長谷寺パンフレット「長谷寺境内地図」部分抜粋（各地区加筆）

冒頭に記した通り三重塔は明治9年(1876)に落雷で焼失しており、これ以前の図版を模刻したものと考えられている。平成10年(1998)年10月から11月にかけて奈良県立橿原考古学研究所が実施した長谷寺境内の発掘調査結果によると、現存の三重塔基壇周辺では明治9年(1876)の火災痕跡は希薄であるが、これは罹災後に大規模な整理が行われたためと考えられている。また、露出した地山面を強く焼いた火災痕跡がみられ、直上には炭・焼土層が堆積しており、明治9年(1876)に焼失した三重塔の前身、すなわち文明元年(1469)および明応4年(1495)年の2度にわたり焼失した三重塔がこれに相当すると考えられている。なお、この炭・焼土層からは瓦が全く出土しておらず、焼失した塔は瓦葺きではなかったと考えられている。これらの調査結果からも、三重塔は焼失と再建を繰り返しながら、ほぼ同じ場所に建立され続けてきたといえよう。

一方、「東塔」十三重塔は、先ほど挙げた寛永15年(1638)制作の「長谷寺境内図」以降は一度も描かれていない。表1をみると、十三重塔も三重塔と同様、焼失と再建を繰り返しながらも一定期間継承されていたが、いつしか再建が止まってしまったと推察される。この時期については江戸時代の具体的にいつかは定かではないが、それと共に、三重塔一基が長谷寺の塔として認識されるようになったと考えられる。

3. 長谷寺と近現代の塔

先述した通り、明治9年(1876)に三重塔が落雷により焼失した。これが現在跡地としてある最後の三重塔である。これ以降、長きにわたり本長谷寺の地(西岡)に建立され続けてきた長谷寺の三重塔は再建されていない。ただし、その傍ら(北側)に昭和29年(1954)新たに五重塔が建立され、長谷寺の名塔として知られるようになった。

今まで見てきた通り、長谷寺の歴史において、三重塔、そして十三重塔はあったが、五重塔が建立されたことは無かった。なぜ、五重塔が建立されたのか。戦没被災者慰霊のため、奈良県技師松本才治が設計したこの塔は、伝統的な檜皮葺の木造で、内陣には金剛界大日如来坐像が安置されている。今回はその創設時の史料までは当てることができなかつたため、推測の域を出ないが、戦没被災者慰霊という目的のもとに新たな塔を建立するにあたり、「長谷寺の塔の建つ場所」として長きに渡り継承され続けてきた本長谷寺の地(西岡)に、但し従来の三重塔とは異なる目的・役割が付与された塔ゆえに、様式も、また場所も少しずつらして建立したのではないだろうか。同じ本堂の西という場所に塔があり続けることで、本堂の舞台から周囲の緑や紅葉に溶け込む美しい塔を望むかつての長谷寺参詣の人々の心は現在にも受け継がれているといえるだろう。

<参考文献>

小野塚幾澄・梅原猛(2010)『古寺巡礼奈良2 長谷寺』(株)淡交社

片岡直樹(2010)「長谷寺銅文の原所在地について〜迹驚淵の伝承をめぐる」『新潟産業大学人文学部紀要(21)』5-35, 新潟産業大学附属研究所

奈良県立橿原考古学研究所（1999）『奈良県文化財調査報告書 第84集 長谷寺』奈良県立橿原考古学研究所

土井正編（1998）『與喜天満神社 資料編』

永島福太郎（1963）『豊山前史』長谷寺

達日出典（1979）『長谷寺史の研究』巖南堂書店

Ⅱ 長谷寺式十一面観音像はいかにして全国各地に広がっていったのか

（佐藤）

1. 長谷寺の十一面観音像とは

長谷寺は十一面観音の霊場として信仰を集めており、長谷寺という名前の寺院は全国各地に存在する。長谷寺の十一面観音は像高十メートルを超える巨大な立像であり、わが国で最も大きな木造の仏様である。本尊十一面観音は造立以来 7 回も焼失しており、現在の像は 8 代目である。

初期の仏教で菩薩は修行中の釈迦のことだけを意味していた。紀元前後から展開する大乘仏教においては、釈迦に限らず修行中の者は菩薩と考えられるようになり存在が神格化されていき、観音はこのように神格化された菩薩の 1 つである。観音菩薩には十一面観音、千手観音、馬頭観音、如意輪観音などのバリエーションがあり、その中で奈良時代から盛んに造られ、日本人に最も親しまれてきた観音が十一面観音である。十一面観音像は古代インドのヒンドゥー教でよく造られていた多面多臂像の影響をうけて造られたと考えられており、日本で最も早く造られた観音像であると言われている。

本山・長谷寺の十一面観音像は、一般の十一面観音像にはない特徴が 2 つあると言われている。1 つ目は、一般的に十一面観音像は蓮の花をかたどった台座（蓮華座）に立っているが、総本山・長谷寺の観音像は方形台座に立っているということである。平安中期の仏教説話集である『三宝絵詞』によると、徳道上人が夢のお告げにより八尺（約 242.4 cm）四方の平たい石を掘り出し、十一面観音像を安置したと言われている。これには古来からの磐座信仰が反映していると考えられている。磐座信仰とは古神道（自然・精霊崇拜を基調とした信仰）における岩に対する信仰を指し、古代では自然界のあらゆるものに神が宿ると考えられていた。現在、総本山・長谷寺の十一面観音像は度重なる火災により岩の台座がぼろぼろになったため、木製の方形台座に立っている。

2 つ目の特徴は、右手に錫杖を持っていることである。一般的な十一面観音像は左手に水瓶を持ち、右手を下ろしている場合が多いが、総本山・長谷寺の十一面観音像は右手の五本指で錫杖を支えるように持っている。これにより総本山・長谷寺の観音は、観音と地蔵が合体した姿になり両尊の徳を兼ね備えると言われている。地蔵菩薩が持っているものとされ

ている錫杖を総本山・長谷寺の十一面観音像が持っていることについて、八田（2003）は嘉保元年（1095）の炎上後に復興を支えた行仁上人が深く関わるとしている。行仁上人は、長谷観音を篤く信仰していた藤原氏出身ということもあり自ら勸進聖の先頭に立ち、長谷観音の靈験を盛んにいい伝え一般の人々を対象に勸進活動を行ったり、白河天皇に靈験譚（神や仏が人間にご利益をもたらした事を伝える物語）を収集したものを奏聞するなどして、復興事業に尽力したと推測される。このように、勸進聖の尽力によって復興事業が成し遂げられたのは当時の総本山・長谷寺史上初めてのことでありと考えられ、勸進聖のシンボルである錫杖を十一面観音像に持たすようになったとしている。また、十一面観音像が錫杖を持つことは「地藏菩薩と同じ能化を表したもの」（石田（1960）による）、「地藏菩薩が持つ地獄の救済者としての信仰が加わったもの」（原文は五来 1975 の引用による）など観音菩薩に地藏菩薩の功德を併せ持つことを表したものであると言われており、平安中期から後期にかけて地藏菩薩への信仰が高まったことで、地藏菩薩の行動力を表現する「錫杖」を持った像が多く作られるようになったとしている。

2. 長谷寺式十一面観音像の分布

これまで述べた特徴のある総本山・長谷寺の十一面観音像は、「長谷寺式十一面観音」として区別されている。長谷寺という名がつく寺は全国各地に存在しており（「ちょうこくじ」と呼ぶ場合もある）、宗派は様々だがその多くが十一面観音を本尊としている。

長谷寺という名称ではないが、十一面観音像が「長谷寺式十一面観音」である場合もある。富山県高岡市にある蓮華寺の十一面観音像がその例である。長谷寺の宗派が真言宗豊山派であるのに対し、蓮華寺の宗派は臨済宗国泰寺派であり、長谷寺という名称でなく宗派も違う寺院にも長谷寺式十一面観音はある。

長谷寺式十一面観音像を有する寺院が東北から九州にまで存在することを証明したのが、赤尾龍治氏による現地調査や地誌等を中心とする研究である。この研究によって、東北に 36、関東に 40、中部に 39、近畿に 64、中国に 18、四国に 10、九州に 11 ケ寺も長谷寺式十一面観音があることが確認された。福原（2006）はこのように長谷観音への信仰が地域を越えて各地に広まったのは、平安時代後期から活性化した長谷寺の勸進僧の活動が関係していると考えている。13 世紀初頭に成立した説話集『長谷寺験記』によると、長谷寺参詣の際に馬を貰った坂上田村麻呂がその馬に乗って東征し、その馬が倒れて生身の十一面観音に変化したことで 800（延暦 19）年奥州 6 ケ所に長谷寺を建立した話が収録されており、福原（2006）はこうした勸進僧たちによって語り継がれた説話が各地の寺社縁起にも影響を与えていると考えている。

真言宗豊山派仏教青年会（2006）は、平安時代に造られた長谷寺式十一面観音像を表 1 のとおりあげている。

表1 長谷寺式十一面観音（平安時代）

所蔵	像高 (cm)	所蔵	像高 (cm)
岩手県大船渡市・長谷寺	236.3~47.9	奈良県橿原市・国分寺	177.5
岩手県岩手郡・東楽寺	230.0~360.1	奈良県葛城市・当麻寺	185.0
岩手県陸前高田市・観音寺	305.0	奈良県葛城市・当麻寺西南院	173.3
新潟県佐渡市・長谷寺	102~105	奈良県桜井市・長谷寺宗宝蔵	82.1
宮城県本吉郡・長谷寺	156.0	奈良県桜井市・長谷寺月輪院	94.7
青森県三戸郡・恵光寺	166.8	奈良県桜井市・長谷寺本願院	71.3
福島県大沼郡・法用寺	147.5	奈良県桜井市・長谷寺慈眼院	90.6
茨城県新治郡・西光寺	515.0	奈良県桜井市・長福寺	89.0
群馬県群馬郡・長谷寺	185.0	奈良県桜井市・龍福寺（廃寺）	63.2
長野県松本市・牛伏寺	151.0	奈良県大和高田市・長谷本寺	163.2
岐阜県美濃市・旧，洲原白山神社	53.2	奈良県生駒郡・仙光寺	110.6
三重県多気郡・近長谷寺	657.5	奈良県南葛城郡・影現寺	65.4
三重県志摩群・和具観音堂	173.0	和歌山県伊都群・勝利寺	104.0
滋賀県甲賀群・上乘寺	109.0	兵庫県城崎郡・温泉寺	215.5
滋賀県甲賀群・正福寺	130.2	兵庫県宝塚群・中山寺	151.3
滋賀県甲賀群・白毫寺	170.3	岡山県井原市・高山寺	104.0
大阪府南河内群・大念寺	172.9	香川県大川群・支度寺	146.5
大阪府東大阪市・長栄寺	106.6	徳島県徳島市・井戸寺	197.0
奈良県奈良市・西大寺	590.8	愛媛県松山市・太山寺	143.8~156.3
奈良県奈良市・唐招提寺新宝蔵	179.3	高知県香南市・長谷寺	136.0
奈良県奈良市・大安寺	190.5	高知県香南市・恵日寺	176.0
奈良県天理市・東，西井戸堂（妙観寺）	245.0	福岡県鞍手郡・長谷寺	186.0
奈良県橿原市・国分寺	177.5	福岡県大野城市・八所宮（長宝寺観音堂）	135.0

真言宗豊山派仏教青年会（2006）『大和長谷寺・全国長谷観音信仰』よりこの表から、平安時代には長谷観音への信仰が東北から九州にまで展開し、多くの長谷寺式十一面観音像が造られていたことが分かる。近畿地方では奈良を中心に広く展開しているが、関東地方にはほとんどみられず、甲田（2006）は13世紀頃成立とする坂東三十三所に属する鎌倉の長谷寺や群馬県の長谷寺の存在により、関東地方に長谷観音への信仰が広く展開するようになったと考えている。

上述の『大和長谷寺・全国長谷観音信仰』では、全国 269 ヶ所に長谷寺式十一面観音像が存在すると記されている。このうち唐招提寺では昭和 45 年（1970）に建てられた鉄筋コンクリートの収蔵展示施設である新宝蔵に 2 体の十一面観音像が祀られており、奈良時代に造られたとされる十一面観音像は右手をまっすぐに下ろし、左手には水瓶を持つ一般的な十一面観音像であるが、平安時代に造られたとされる十一面観音像は、方形台座に立ち、右手は実際に錫杖を持ってはいなかったが錫杖をとる形をあらわす長谷寺式十一面観音像である。

『大和長谷寺・全国長谷観音信仰』にある 269 ヶ所以外にも長谷寺式十一面観音像が存在している。例えば『あべのハルカス美術館編（2016）』では、269 ヶ所に含まれない京都府の乙訓寺に長谷寺式十一面観音像が存在すると記されている。乙訓寺の十一面観音像の写真を見る限り、右手に錫杖を添え、左手に水瓶を持つ長谷寺式十一面観音像であり、鎌倉時代に造られたと記されている。また、WEB サイトでは 3 つの長谷寺式十一面観音像の存在が確認された。以下の表にある 3 つの寺院の十一面観音像はいずれも右手に錫杖、左手に水瓶を持った長谷寺式十一面観音像であることが記されている。その中でも沖縄県糸満市の長谷寺に存在する十一面観音像は平成 18 年に造られた比較的新しいものである。

平安時代以降、長谷観音信仰は国内すみずみにまで浸透し、近年に造られたものも含め、『大和長谷寺・全国長谷観音信仰』にある 269 ヶ所を越える箇所にも長谷寺式十一面観音像が存在すると思われる。

所蔵	像高 (cm)	時代
東京都港区・長谷寺	100.0	昭和時代
島根県雲南市・長谷寺	170.0	鎌倉時代
沖縄県糸満市・長谷寺	47.0	平成時代

<参考文献>

- あべのハルカス美術館編（2016）『長谷寺の名宝と十一面観音の信仰』あべのハルカス美術館
- 小川光三撮影（2001）『十一面観音：奈良・室生寺金堂』毎日新聞社
- 甲田弘明（2006）大和長谷寺・全国長谷観音信仰の広がり、『大和長谷寺・全国長谷観音信仰』真言宗豊山派仏教青年会
- 真言宗豊山派仏教青年会（2006）『大和長谷寺・全国長谷観音信仰』真言宗豊山派仏教青年会
- 八田達夫（2003）『靈験寺院と神仏習合－古代寺院の中世的展開－』岩田書院
- 福原僚子（2006）遊行する仏たち－長谷観音信仰の地方展開－、『大和長谷寺・全国長谷観音信仰』真言宗豊山派仏教青年会
- 丸山尚一（1994）『続・十一面観音の旅』新潮社
- 雲南市ホームページ

<https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kankou/spot/terajinja/temple05.html> (最終閲覧日：2019年11月12日)

大本山永平寺別院 長谷寺ホームページ

<http://chokokuji.jiin.com/> (最終閲覧日：2019年11月13日)

沖縄山 長谷寺ホームページ

<http://www.hase-okinawa.com/cgi-bin/2/autive.cgi?line=26> (最終閲覧日：2019年11月12日)

Ⅲ 長谷寺の舞台と清水寺の舞台の認知度の差はどうして生じた？

(北野)

1. 長谷寺と清水寺の舞台の比較

長谷寺の399段ある登廊を歩いて登り切り、本堂の回廊を進んでいくと大きな舞台が見えてくる。寺にある舞台と言えば京都の清水寺が著名であるが、長谷寺にも立派な舞台が存在する。長谷寺の舞台も清水寺の舞台も、斜面に長さの異なる脚柱を立ち上げその上に建物を設ける「懸造り」の建築である。規模の大きい懸造りの代表例としては、長谷寺や清水寺以外には石山寺の本堂なども挙げられる。



図1 長谷寺の舞台 (筆写撮影)

長谷寺と清水寺の舞台について、いつ舞台ができたのか、舞台のスケールはどれくらいなのか。長谷寺の舞台については、大乘院の日記である「大乘院寺社雑事記」には、貞和3年(1347年)3月に舞台供養が行われていたという記録があり、1347年以前には舞台はすでに存在していたと考えられる。清水寺の舞台に関しては、「康富記」の宝徳3年(1451年)11月29日条には舞台という言葉が使用され、更

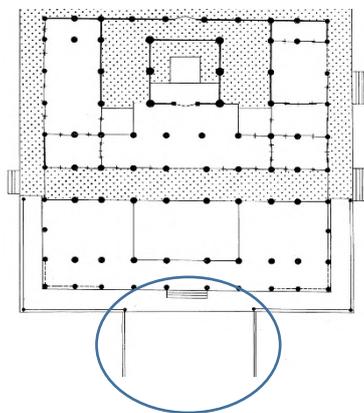


図2 長谷寺本堂の図

(日本建築史の研究 p.481より)

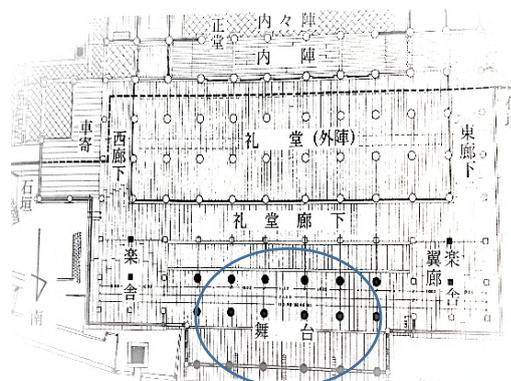


図3 清水寺本堂の図

(日本建築史の研究 p.473より)

に1110年～1120年頃には「舞台の高欄」という言葉が出てくる日記が存在している。この記録から、清水寺の舞台は平安時代以前に既に存在していたとされる。

長谷寺と清水寺それぞれの舞台のスケールを比較してみる。両者の舞台は図2、図3のような配置になっている。清水寺の舞台は100畳(約190㎡)で約11間あるとのこと。一方で長谷寺の舞台は約9間である。舞台のスケールはやや清水寺の方が大きい、それほど大きな違いは無いようだ。

それぞれの舞台の歴史とスケールを比較してみても大きな相違点がない。しかし、長谷寺の舞台と清水寺の舞台では知名度が異なっており、清水寺と比較して長谷寺の舞台

はそれほど知られていない。それはなぜなのだろうか？



図4-1 清水寺（都名所図会より）

2. 長谷寺と清水寺の舞台のガイドブックでの記述

長谷寺の舞台と清水寺の舞台について、これまでガイドブックでどのように紹介されてきたのか、事例をいくつか見ていくことにする。

(1) 1780年「都名所図会」・1791年「大和名所図会」（秋里籬島・竹原春朝斎）

「都名所図会」では清水寺が（図4-1）、「大和名所図会」では長谷寺が（図4-2）描かれ



図4-2 初瀬寺（大和名所図会より）

ており、それぞれの絵図では各寺の舞台についても描かれている。「都名所図会」を見ると、清水寺の舞台はあまり強調されていない。一方で「都名所図会」とほぼ同年代に描かれた「大和名所図会」で描かれた長谷寺は、廻廊と舞台が強調して描かれている。

(2) 1890年「日本名所図絵：内国旅行 卷之1」（上田維暁）

清水寺は、本堂（舞台）の図が載せられ、「舞台は懸崖に架し其基礎最も高く…」と構造と高さについて触れられている。長谷寺は本堂（舞台）の図が載せられ、「長廊」「桜、牡丹」について記述にて言及はされて舞台への言及は直接は無いが「仏閣は山崖に架して壯麗也」と記している。

(3) 1910年「新撰名勝地誌」（田山花袋）

清水寺は、本堂(舞台)の写真が載せられ、舞台が京都盆地の展望が良い場所として記述されている。長谷寺については、廻廊の写真が載せられており、本堂の構造や十一面観音像などに関する記述はあるが舞台に関する記述はない。

(4)1935年「日本案内記近畿編 上下」(鉄道省)

長谷寺は舞台造りで、広い外舞台があることが記されているが、写真の掲載は無い。清水寺は、本堂が懸崖造りであること、舞台が奇観を呈していることを記述し、本堂(舞台)の写真が掲載されている。

(5)1948年「大和路を行く」(下店静市)

「断崖に向けて、清水寺や信貴山などのやうにさしかけをつくった舞台を形成している」と長谷寺の舞台について述べられている。全体に写真の点数は少なく、長谷寺の写真はない。

(6)1956年「写真で見る日本 1 奈良」「同 3 京都」

長谷寺の全景(本堂を含む)、五重塔、境内の牡丹の写真は掲載されている。本堂の前面に舞台部分が写っているが、樹木に隠れて舞台とはわからない。舞台に関する記述はない。清水寺は本堂(舞台)の写真が掲載され、「数丈の巨大な柱によって支えられている懸崖の栈敷は世に“清水の舞台”と呼ばれて名高く」と紹介されている。

(7)1963年(1986年)「京都・奈良一古寺巡礼：女人哀歌」(奈良本辰也)

案内書ではなく随筆。1963年版では、長谷寺は廻廊等の数枚の写真があり、舞台からの写真も。清水寺も数枚の写真のうち「清水の舞台」とする写真あり。1986年版は写真が違っており、長谷寺の舞台からの写真も掲載されており、「舞台からは寺の全容がつかめると書かれている。清水寺は舞台の写真あり。

(8)1966年(1984年)「奈良の旅」(松本清張・樋口清之)

長谷寺について1966年版では参道の写真が、1984年版では舞台から見た五重塔の写真が掲載されている。舞台に関して写真の掲載は無いが、記述はあり「懸崖造りの舞台」、「大和では、思い切って事を行うとき、「初瀬の舞台から飛び降りたつもりで」という」と述べられている。

(9)1968年「最新旅行案内 12 京都」

「観音の霊場として、また「清水の舞台」で知られている」「優雅な舞台造り」と記述がある。本堂舞台の写真が掲載されている。

(10)1969年「奈良」(入江泰吉)

「長谷寺で有名なのはボタンと登廊である」と述べられ、ボタンの花越しに遠くに本堂舞台が写されているが、舞台を中心に撮影したものではない。舞台に関する記述はあり、「代表的な舞台造りで、奈良の大仏殿につぐ大木造建築」「大和の人は・・・「長谷の舞台から飛びおる積りで・・・」という」と述べられている。

(11)1977年「交通公社の新日本ガイド 15 奈良」、1982年「交通公社の新日本ガイド 14 京都」

長谷寺は「清水寺のように広い外舞台を崖の上に突き出した大建築」と述べられている。写真はボタンの花ごしに仁王門を写したもので本堂(舞台)の写真はない。清水寺は舞台造りに関する記述のほか、「本堂舞台造」の図も掲載されている。また、本堂(舞台)の写

真も掲載されている。

(12) 2007年 「大人の街歩き⑫奈良」、2008年 「大人の街歩き⑨京都」

長谷寺は舞台の写真とともに、「本堂の外舞台からの眺めは抜群」と述べられている。清水寺は写真での掲載のほか、「清水の舞台としてあまりにも有名」という記述もある。

(13) 2018年 「まっふる京都・奈良」(昭文社)

長谷寺は、登廊を背景にした牡丹の写真に掲載。本堂や舞台の紹介はない。清水寺については、本堂(舞台)の写真が紹介され、また、「舞台は(懸づくり)という建築様式」として下から木組みを写した写真も紹介されている。

表1 ガイドブック等での清水寺・長谷寺の舞台に関する記述と図、写真の掲載状況

清水寺			長谷寺			
①1780	舞台記述○	舞台図○	①1780	舞台記述○	舞台図○	
②1890	舞台記述○	舞台図○	②1890	舞台記述×	舞台図○	
③1910	舞台記述○	舞台写真○	③1910	舞台記述×	舞台写真×	廻廊写真有
④1935	舞台記述○	舞台写真○	④1935	舞台記述○	舞台写真×	
			⑤1948	舞台記述○	舞台写真×	
⑥1956	舞台記述○	舞台写真○	⑥1956	舞台記述×	舞台写真×	五重塔、ポタン写真有
⑦1963 (1986)		舞台写真○	⑦1963 (1986)		舞台写真△	舞台からの写真有
			⑧1966 (1984)	舞台記述○	舞台写真△	84版には舞台からの五重塔写真有
⑨1968	舞台記述○	舞台写真○	⑩1969	舞台記述○	舞台写真△	花写真の背後に遠景として本堂舞台有
⑪1982	舞台記述○	舞台の写真と図○	⑪1977	舞台記述○	舞台写真×	
⑫2008	舞台記述○	舞台写真○	⑫2007	舞台記述○	舞台写真○	
⑬2018	舞台記述○	舞台写真○	⑬2018	舞台記述×	舞台写真×	登廊写真有

(1)～(13)のガイドブック、絵図などを見ると、記述では清水寺の舞台、長谷寺の舞台ともに時代を問わずほとんどで書かれている。しかし、長谷寺の舞台は絵図の時代には描かれているが、写真が使われる時代になると登廊や色彩が豊かな牡丹の花が紹介される事が多くなる。本堂の写真が掲載される場合、その前面に舞台があり、手前の樹木がなければ舞台の木組みが見えるはずなのだが、樹木に覆われて見えない。清水寺のように懸造りの舞台の構造(木組み)が写されることがないことも、長谷寺の舞台があまり印象に残らなくなってしまった理由の一つであろう。一方で、清水寺の舞台は、写真が使われる時代になってからは記述だけでなく写真の対象として選ばれ、現在まで注目度が高い。本堂の山側から舞台の木組みが明確に見えて構造がよくわかることから、好んで写されているのであろう。長谷寺の舞台は清水寺の舞台に劣らない規模の舞台であるにも関わらず、あまり紹介されないのは、

長谷寺には舞台以外に見どころが多く存在していることと舞台の木組みが写真に写らず、懸崖造りの舞台であることが見てわからないことが関係しているようだ。



図5 長谷寺と清水寺の2019年時点での拝観券

最後に、長谷寺、清水寺の拝観券を紹介する。

清水寺は舞台がクローズアップされているのに対し、長谷寺の拝観券には舞台が描かれず、五重塔及び桜がクローズアップして描かれている。これには、長谷寺と清水寺自身の舞台への扱いの違いが表れていると考えられる。

清水寺は、舞台を寺のシンボリックな存在と位置付けている一方で、長谷寺は、本堂（舞台）ではなく五重塔や花をシンボルに位置付けていると考えられる。

<参考文献>

- 秋里籬島・竹原春朝斎（1780）「都名所図会」
- 秋里籬島・竹原春朝斎（1791）「大和名所図会」
- 入江泰吉（1969）「奈良」，山と溪谷社
- 上田維暁（文斎）（1890）「日本名所図会」，青木嵩山堂
- 大人の街歩き編集部（2007）「大人の街歩き 12 奈良」，成美堂
- 大人の街歩き編集部（2008）「大人の街歩き 9 京都」，成美堂
- 下店静市（1948）「大和路を行く」，芸艸堂出版部
- 昭文社（2019）「まっぷる 京都・奈良」
- 田山花袋（1910）「新撰名所地誌 卷1.畿内之部」，博文館
- 鉄道省（1949）「日本案内記近畿編 上」
- 鉄道省（1935）「日本案内記近畿編 下」
- 奈良本辰也（1963）「京都・奈良-古寺巡礼：女人哀歌」 河出書房新社徳間書店
- 日本交通公社出版事業局（1977）「交通公社の新日本ガイド 15 奈良」
- 日本交通公社出版事業局（1982）「交通公社の新日本ガイド 14 京都」
- 日本交通公社（1968）「最新旅行案内 12 京都」
- 日本文化出版社（1956）「写真で見る日本 1」
- 日本文化出版社（1956）「写真で見る日本 3」
- 福山敏男（1943）「日本建築史の研究」，桑名文星堂

松本清張・樋口清之（1966）「奈良の旅」，光文社

松崎照明（1989）「懸造」という名称について 懸造建築の研究 その1，日本建築学会計画系論文報告集第406号，pp.141-151

天川村洞川をめぐる

和泉果歩・中西麻緒・山下紗良



天川村洞川は大峰主稜の西麓、山上川沿い、標高 820m程度に位置する集落である。山上ヶ岳登拝の宿場町として栄え、また、林業に携わる村で、スギ材を利用したしゃもじや弁当箱などの曲げ物、胃腸薬の陀羅尼助などが特産品として作られている。標高 1,719mの山上ヶ岳一帯は古くから修験道の山として山伏（修験者）の修行の場であった。また洞川は山上ヶ岳頂上まで最短の距離にあり吉野に比べて短時間で登頂できることから登拝の拠点となっている。洞川地区には修験道とかかわりのある龍泉寺をはじめ、日本名水百選に選定された洞川湧水群の1つであるごろごろ水、昔ながらの宿の街並み、関西では珍しい鍾乳洞などが点在している。

I 洞川が山上ヶ岳登拝の拠点となったのはなぜか？

(和泉・中西)

1. 修験道と洞川

修験道とは「山の宗教」であり、「日本古来の山岳信仰に神道や外来の仏教、道教、陰陽道などが混雑して成立した日本に固有の民族宗教」である（田中ら 2004）。1300 年以上前に役行者（役小角）によって開創されたと伝承されている。修験道の修行では山岳地を歩きぬく「入峰（にゅうぶ）¹、峰入り」を重視している。11 世紀ごろには熊野から大峰を経て吉野に至る山岳で修行する者が見られ、13 世紀には入峰道²が定着したとされる（長野 1986）。この道が「大峯奥駈道」として世界遺産「紀伊半島の霊場と参詣道」の一部となっている。大峯奥駈道は古くから修験道の霊場として栄え、山上ヶ岳付近は今なお女人

¹ 修験者が修行のために山岳の霊場などに入ること。

² 修験道に帰依した行者の集団が修行を目的として往来した道。

禁制の山として修験者を集めている。修験者の大部分は洞川か吉野山から山上ヶ岳に入山し、表・裏の二つの行場で修行をする。表の修行では肩からロープをかけ絶壁から逆さづりにするのぞきなどの修行が、裏では険しい岩石の間を登り、くだり、くぐるなどの修行が行われる。こうした修行を終えた後、大峰山寺に詣でて下山する。

修験道の峰入りの歴史の中で洞川が山上ヶ岳登拝の拠点となったのは室町時代末期から江戸時代あたりからである。洞川には龍泉寺があり、もともと洞川の村堂的な性格のものであったとされるが、近世中期以降になると、修験道の両派（本山派と当山派）によって天川弁才天とともに大峰山の内道場とされ、その拠点となっていった(宮家 1988)。山上ヶ岳、天河弁財天、高野山をあわせて詣でるものも多かった。近年では 1912（大正元）年 12 月に吉野口駅から吉野駅（現近鉄六田駅）まで鉄道が敷かれ下市口に駅が設けられた。そして、1919（大正 8）年には下市口からバスが運行されるようになり、昭和初期には洞川まで通じるようになった結果、洞川から山上ヶ岳の道をとる登拝者が急増した。

2. 天川弁才天と修験道

天川村坪内にある天川弁才天は水神信仰を起源とする古社で、弁才天信仰は源平期頃に起こったと考えられる(永島 1995)。中世には興福寺大乘院門跡の支配を受け、天川弁才天の御師たちは、興福寺の後ろ盾のもと、奈良をはじめとし各地で天川は日本第一の弁財天であると説いてまわり、多くの参詣者を集めていった。室町時代には、弘法大師空海は、役行者時代からおおよそ 100 年後、17 歳から 20 歳までの約 1000 日間、天川弁才天社に籠り大峯山で修行したとの縁起がつくられている。また、空海が 817（弘仁 7）年、高野山に真言宗の道場を建立したいと嵯峨天皇に請い願った上表文に、「少年の日、好むで山水を涉覽せしに、吉野より南に行くこと一日にして、更に西に向かって去ること兩日程、平原の幽地有り。名付けて高野と云う。」³とあり、吉野から高野山に至るルート上に天川は位置している。天川弁才天を弘法大師が祈りだしたとされる伝承や、数多くの弘法大師にまつわる宝物を伝えているのは、大和から吉野をへて高野詣をする信者を天川に立ち寄らせる必要があったこととの見かたもある(宮家 1988)。

室町時代になると、修験道では、熊野を拠点とし聖護院を本寺とした本山派と、醍醐の三宝院の後ろだてのもとに大峰山中の小笹を拠点とした当山派の二つの宗派が成立し、教義や峰入の作法も定められていった。この時期、天川社は当山派の正大先達に接近し、その信者とも関係をつけていったとされる(宮家 1988)。天川弁才天は近世以降、修験道の両派の重要な行場として、聖護院門跡（本山派）、三宝院門跡（当山派）が定期的に行う「峰入」の拠点となった。

3. 山上ヶ岳登拝のルート

修験道両派の門跡や庶民の山上ヶ岳登拝は、どのようなルートで行われたのだろうか。近

³少年の頃、吉野から南に 1 日行き、そこから西に 2 日行って、高野に達した

世後期、1804（文化元）年、当山派・三宝院門跡は、吉野-山上ヶ岳-小笹-洞川（龍泉寺）-坪内（天川弁才天）-山上ヶ岳-小笹（以下略）という行程で行なっており（宮家 1988）、本山派・聖護院門跡の 1757（宝暦 7）年、1839（天保 10）年の入峰も山上ヶ岳までは同様の行程で行っている（平山 1984）。

一方、近世中期以降、庶民が山上ヶ岳に詣でる「山上講」が、成人式としての登拝などの信仰を背景に近畿圏を中心に数を増やしていった。奈良市餅飯殿町の山上講による 1819（文政 2）年の「大峯登拝道中記」では、吉野山-山上ヶ岳--洞川（龍泉寺）-天川弁才天-鳥栖（鳳閣寺）-吉野山という行程がとられているが、洞川から上る講も次第にふえてきたとされる（宮家 1988）。

修験道の行者の峰入り、庶民の山上講ともに、洞川（龍泉寺）と坪内（天川弁才天）に詣でているが、近世末にかけて洞川が天川弁才天への通過点としてではなく、登拝の拠点

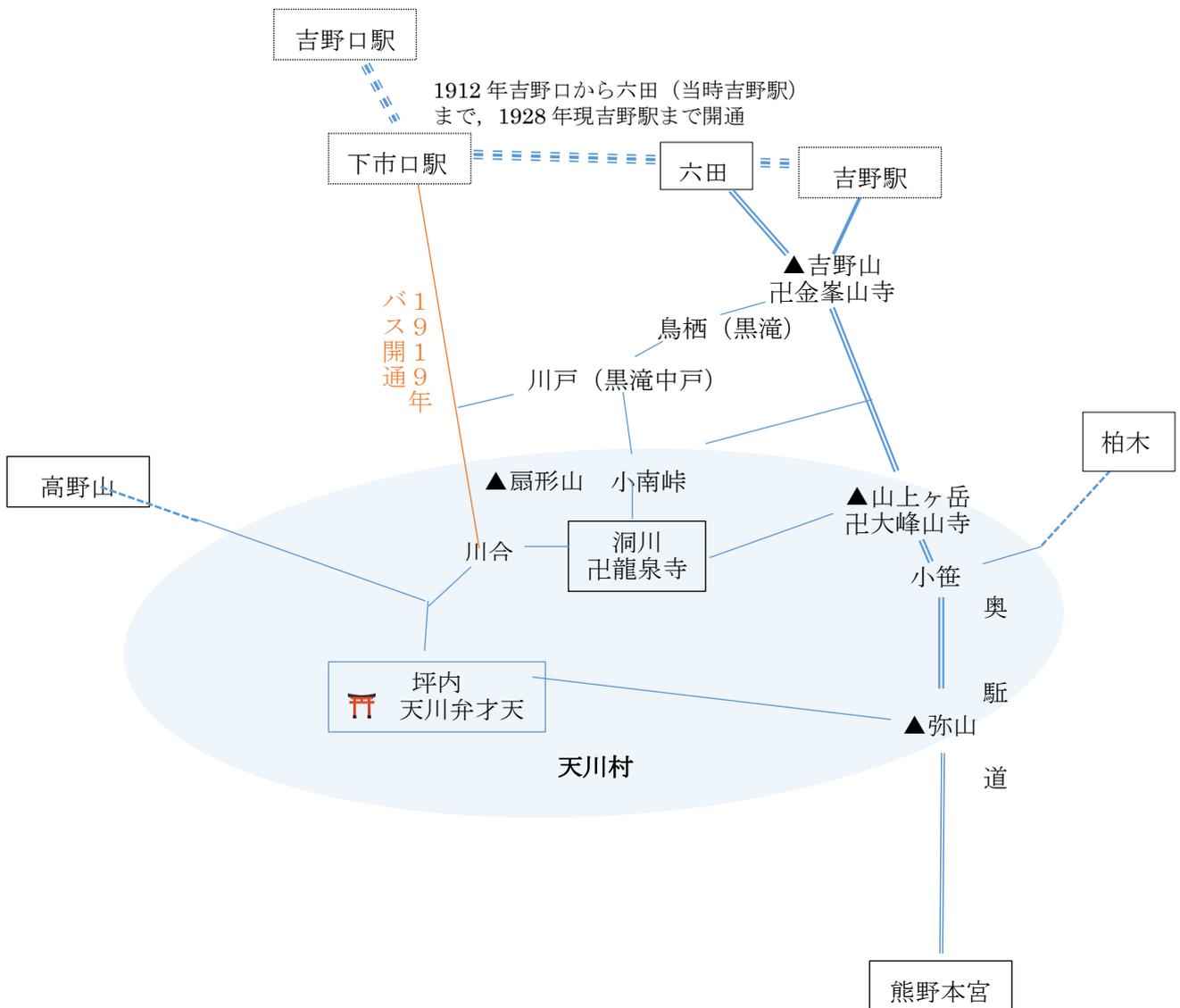


図 1 洞川周辺の鉄道・道路概略図

として重要性を高めていったことがうかがわれる。

修験者の大峰山入峰は 1872（明治 5）年の修験道廃止令が出された時期に行われなくなるが、1911（明治 44）年に醍醐寺の大峰入峰が再興されている。その行程は下市-川戸（黒滝村中戸）-洞川-山上ヶ岳-吉野山となっているが、鉄道の延伸に伴い、1915（大正 4）年以降は吉野山-川戸-洞川-山上ヶ岳-洞川-下市と洞川から上って洞川に下りる行程となり（小田 2013）、洞川が入峰の拠点となっている。龍泉寺は洞川集落の寺として廃仏毀釈後も存続した一方、神仏分離令により天川弁才天に付属する寺院は消滅し、入峰の拠点としての地位を失った。そして、下市から洞川への交通の便が発達するとともに、洞川の山上ヶ岳登拝の拠点としての位置は高くなっていった。

4. 洞川と坪内との関係

洞川は、現在、山上ヶ岳への登拝の拠点となっているが、1 で述べたように、11～13 世紀頃の修験道の入峰が定着した時期には、その行程には入っていない。一方で天川社は中世から弁天信仰と大師信仰を背景に参詣者を集めていたとみられ、吉野と高野山を詣でるルートの途上である天川社へ信者を誘導し、結果として山上ヶ岳を通る場合にルート上にある洞川を通る者も多かったと考える。もともと洞川の村堂的な性格であった龍泉寺が近世には修験道の行場となり、坪内の天川弁才天とともに重視され、明治の廃仏毀釈の前までは修験道の行者、庶民ともに両者を訪れることが多かった。洞川・龍泉寺は、中世以降、天川弁才天が参詣者を集めることによって人々が往来し、近世中期には修験道の行場となり、修験道の登拝の拠点として発展していくことになった。

明治の廃仏毀釈以降、修験者の天川弁才天への参詣はなくなる。明治 30 年代に大阪の岡中村（現泉南市）から山上詣りをした話（黒田編（1902））では、下市口から洞川に入り、山上ヶ岳に上り吉野に下るルートをとっている。8 月下旬に訪れているが同じ日に 1500 人余りも洞川から山上ヶ岳に上ったという。大正期には鉄道の敷設、バス路線の整備により、洞川の登拝の拠点としての重要性がより増してきた。1929（昭和 4）年、吉野電車が発行したパンフレット「吉野電車沿線案内」では、下市口駅から、洞川、龍泉寺への案内はあるが天川弁才天の案内はない。山上ヶ岳への登山道は 3 つ、吉野山から 6 里、洞川から 3 里、柏木から 3 里半と紹介されている。川上村柏木からのルートが加わっている。

中世から坪内の天川弁才天への参詣者の流れが作られ、洞川が山上ヶ岳登拝の拠点となることに結びつき、坪内と洞川は修験道の拠点として並立したが、明治期以降は坪内と洞川の役割は変わり、その結びつきは希薄になった。

<参考文献>

小田匡保（2013）明治～大正期における醍醐寺の大峰入峰—特に花供入峰の再興について、『山岳修験』52, pp.83-99

岸田定雄（1993）『大和修験道大峰山麓洞川の民俗』豊住書店

- 黒田湖山編（1902）『夜行富士登山・大峯登山冒険修行』 美育社
- 田中利典・正木晃（2004）『はじめての修験道』 春秋社
- 高取正男（1995）信仰の風土-天川弁才天を中心に、『天河』 平凡社
- 永島福太郎（1995）天河の歴史、『天河』 平凡社
- 長野覺（1986）日本の山岳交通路としての修験道の峰入り道に関する研究、『駒沢地理』 22, pp.103-189
- 平山敏治郎（1984）天保十年聖護院宮入峰随伴記、『橿原考古学研究所論集第七』 吉川弘文館
- 堀内みさ（2018）天河大辨財天社、『月刊大和路ならら』 6月号, 地域情報ネットワーク株式会社
- 宮家準（1988）『大峰修験の研究』 佼成出版所
- 宮家準（1999）『修験道組織の研究』 春秋社
- 吉野電車株式会社運輸課（1929）吉野電車沿線案内

Ⅱ 山上ヶ岳の女人禁制はどのように維持されてきたのか

（山下）

1. 山上ヶ岳の女人禁制の歴史

「大峯奥駈道」は、2004（平成 16）年に世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」の中の参詣道として世界遺産の構成資産の一部となっている。しかし、「大峯奥駈道」の一部の山上ヶ岳周辺は女人禁制とされている。

修験道が女人禁制であるわけではない。これは修験三山と呼ばれる、京都にある醍醐寺、聖護院、奈良県吉野町にある金峯山寺では女性信者の受け入れを行っていることからわかる。

山上ヶ岳の女人禁制の第二次世界大戦後までの歴史については、宮家（1988）によってまとめられている。後周の義楚が 975 年に編集した「義楚六帖」に金峯山が女人禁制という記載がある。当時このような女人禁制の霊場は数多くあり、大峰、富士などの修験霊山や、比叡山、高野山なども女人禁制を取っていた。女性には、霊山の麓から山上の霊地を拝する、「伏拝み」の拝所があった。こうした霊山の女人禁制は、中世、近世を通じて存続したという。

また、明治に入ると、明治政府が「神社仏閣ノ地ニテ女人結界ノ場所有之候処、自令被廃止候条登山参詣等可為勝手事」と 1872（明治 5）年の太政官達 98 号で、女人禁制を撤廃した。これにより、吉野では、政令を無視することが出来ず、1873（明治 6）年に山上蔵王堂の山開きに女性の登拝を許可しようとした。一方、洞川側が山上ヶ岳の女

人禁制の解除に強く反対したという。その後山上ヶ岳や洞川の龍泉寺境内での女人禁制は継続された。この時期の山上ヶ岳の女人結界の場所は、吉野側が金峯神社の500m先の大滝道の分岐点、洞川側が母公堂、柏木側は阿弥陀ヶ森であった。

昭和になり、1936（昭和11）年に大峰山一帯が吉野熊野国立公園に指定された。このことで、大峰山で女性の登拝を禁じるのは、国民に広く景観を賞せしめ、休養保健行楽の地とする国立公園指定の主旨に反するため、女性にも開放すべきであると主張がなされるようになった。また、地元の人の中には、これを機会に山上ヶ岳を女性に開放して観光客増加を図りたいとの期待が芽生えたが、女人禁制は役行者以来の伝統であると共に、女性がいては修業にならないとの立場から強く反対され、これを支持する地元の人も多くいたという。



図1 山上ヶ岳周辺の女人禁制の範囲

戦後、大峰山や龍泉寺は急激に女性の信者が増えてきた。そのため、龍泉寺は、1960（昭和35）年に女性信者の期待に応じて、境内の女人禁制を解除した。また、1964（昭和39）年には女性信者のために境内に滝行場の「竜王の滝」が作られた。同時期に、以前まで暗黙の了解として女人禁制を取っていた稲村ヶ岳が、暗黙を解除した。稲村ヶ岳は、女性に先達免許を与えたことで、女人大峰山と呼ばれるようになった。昭和40年代以降、洞川地区などでは、過疎化が進み、女性労働者が山仕事をしな

ければならなくなった。また、女人禁制区域内に入らなければ生活ができないことや、観光地化に伴う道路整備を理由に、女人禁制の区域を縮小することが検討された。その結果、1970（昭和45）年に、女人結界地点は吉野側が五番関へ、洞川側が母公堂から清浄大橋へと移動し、女人結界のある五番関、清浄大橋、蓮華辻、阿弥陀ヶ森に新たに結界門が建てられた。

女人禁制のエリアの変遷を図1に示した。明治期からは概ね大きな楕円の範囲であり、1964（昭和39）年に稲村ヶ岳までの道が解除され、1970（昭和45）年に五番関、蓮華辻、阿弥陀ヶ森の範囲に狭まっている。

2. 昭和初期の禁制解放の議論について

明治以降の大峰山の女人禁制をめぐる議論については、伊東（1988）が経過をまとめており、昭和初期の女人解放の動きについては、1936（昭和11）年の大阪朝日新聞の報道をとりあげている。しかし、大阪朝日新聞では、洞川側からの動きが二度報道され、議論となっている。その経過について、報道した大阪朝日新聞の記事を表1にまとめる。

表1 1933（昭和8）年と1936（昭和11）年の女人登山解禁に関する動き（大阪朝日新聞の記事より）

	内容	記事
1933（昭和8）年 1月	洞川区で女人禁制を5月から解放と決議	大阪朝日新聞本紙 1月16日
1月21日	大阪役講本部に大峰山護持院代表、洞川、吉野、大阪などの役講社代表者が会合・議論、全会一致で解禁反対の決議	大阪朝日新聞本紙 1月24日
1936（昭和11）年 2月24日	洞川・龍泉寺での洞川区民大会で、5月の大峯山開扉までに解禁することを決議	大阪朝日新聞本紙/奈良版 2月25日
2月27日	大阪堺の八講社総会、山上ヶ岳の本堂と洞辻から小篠までの行場付近だけを結界として守り続けると決議	大阪朝日新聞本紙/奈良版 2月29日
2月28日	八講社代表が奈良県知事に前日の決議の援助について陳情。知事は洞川、吉野区との斡旋をすると対応	大阪朝日新聞本紙/奈良版 2月29日
2月29日	吉野山竹林院で大峰山関係者会合、洞川だけで勝手に解禁を発表するのは不都合、全国の信徒に呼びかけ諒解が必要、との意見が大多数	大阪朝日新聞奈良版 3月3日
3月4日	阪田奈良県公園課長、吉野町長、天川村長ほか両区関係者と懇談。山上に一般自由登山地帯を設ける必要との意見が有力か	大阪朝日新聞奈良版 3月6日
3月6日	京都聖護院門跡、奈良県学務部長を訪問、解禁反対、現状保存の意見を述べる	大阪朝日新聞奈良版 3月7日
3月6日	聖護院神変教会京都連合会、県学務部長に解禁反対の陳情書提出	大阪朝日新聞奈良版 3月8日
3月11日	吉野山竹林院で、吉野側、洞川側の代表者会合開催。（女人登山禁止、実施について県の協力必要との結論の模様）	大阪朝日新聞奈良版 3月12日
3月12日	本堂護持院、洞川区、吉野区関係者、奈良県学務部長と会見。県学務部長、女人登山禁止は適当、県としての援助方法は考慮と述べる	大阪朝日新聞奈良版 3月13日
3月19日	洞川・吉野区本堂護持院、大阪堺役講代表、知事訪問、女人登山阻止方法について陳情。県は3案示す	大阪朝日新聞奈良版 3月20日

最初に昭和8年1月16日に大阪朝日新聞本紙で、洞川区で大峯山の女人禁制解消の決議がされたと報道がなされたことから問題となった。17日、19日の記事では洞川側の解放理由と吉野側、講社の見方を記し、

・洞川側は、当初10万人来ていた登山者が本年は約4万8千人にまで減少して、不況が深まるばかりのため、国立公園指定が近づき女人解放を決意した模様

・吉野側は洞川の決議に一步出遅れ不満、支持講社の代表である大阪の役講は、解放後は物珍しきで人が増えるが、一時的な現象であり、かえって山の神聖を破り、山の利益がなくなって不況になるだろうと報じている。

1月21日に大阪役講本部に大峰山護持院代表、洞川、吉野、大阪などの役講社代表者が会合・議論し、「女人の登山解禁は千年の伝統を誇る各講社存立の意義を無視するのみならず洞川区としても却って衰微を来すであろうとの結論に到達し」全会一致で解禁反対の決議をした。

24日の報道では役講側の意見として、「従来反対していた洞川が突如何の相談もせず社会に公表したのは不都合」、「もしこのまま解消するとせば現在の強力な支持者の離反となつては反って山が寂れることを招来するかもしれぬ恐れもあるから十分に調査し準備を整えて後にすべきだ」と解放反対の意向を伝え、解放問題は事実上延期となった。

次に、大きな議論になったのは大峰山一体が吉野熊野国立公園に指定を受けた昭和11年2月である。2月25日付大阪朝日新聞は、24日に洞川・龍泉寺で区民大会が開かれ、5月8日大峯山開扉までに解禁を決議と報じている。記事では、女人解放反対派の先鋒であった大阪の役講岩組の総長は、「国立公園と決定したのだから女人禁制は駄目です。しかし現在岩組としては八役講の申し合わせどおり反対です。」と述べ、また奈良県は、吉野熊野国立公園に指定された上は、女人禁制を永久に守ることは困難である。ある程度の緩和手段を講じ伝統の信仰と公園利用の両立をさせたいとの見解と報じている。

洞川区の意向について、26日の大阪朝日新聞奈良版の記事では、

・国立公園指定とともに吉野山洞辻間専用自動車道路等交通機関完備をすれば事実上禁制区域を突破する・国立公園に指定された以上保健、信仰は男子のみの独占すべきものではない

・解禁の方法は大峯山本堂境内地と行場だけは霊地として永久に保存したいと報じている。

27日に大阪堺の八講社代表が総会を開いた結果、国家的施設としての国立公園利用上の立場もあり、山上本堂と表裏両行場付近（洞辻から小篠まで）の一角に限って信仰の伝統を守り、他は一般女人の入山もやむを得ぬとの決議と報じられる（2月29日付大阪朝日新聞奈良版）。この決議を受け、28日に八役講代表らが奈良県庁を訪問し、決議の援助について陳情し、知事もこれを認め、洞川、吉野区関係者を招き意見を求め両者間の斡旋をすることとなった（大阪朝日新聞本紙/奈良版2月29日）。

役講の働きかけもあり、大峰山は一部を除き女性へ開放という動きが強くなっていたが、29日に吉野山竹林院で大峰山関係者が会合し、洞川だけで勝手に解禁を発表するのは不都合、全国の信徒に呼びかけ了解が必要、との意見が大多数と報道される。吉野側の反対理由として、吉野山ケーブルや洞辻までの自動車道が完成する前に解禁すると洞川に登山客を奪われる点もあげられている（3月3日付大阪朝日新聞奈良版）。吉野

側の反対意見が出される一方、修験道の本山である京都の聖護院が3月6日に奈良県庁を訪問し解禁反対現状保存の意見を具陳して、斡旋役に乗り出している県庁に配慮を求めた。反対理由として、地元の繁栄策を重視し多数信者の信仰を無視、女人禁制という点が国立公園の特色ともなる、としている（3月7日付大阪朝日新聞奈良版）。

その後、3月11日に吉野山竹林院で、吉野、洞川両区と護持院関係者が会合を行った（3月13日付大阪朝日新聞奈良版）。その後の報道から山上ヶ岳本堂・行場の女人禁制維持、禁制の実施については県の協力が必要との結論を得たと考えられる。翌3月12日に本堂護持院、洞川区、吉野区関係者が奈良県学務部長と会見する。県学務部長は、女人登山禁止は適当、県としての援助方法は考慮と述べ（大阪朝日新聞奈良版3月13日）、女人禁制の解禁は見送られることになった。

1933（昭和8）年と1936（昭和11）年の二回にわたり大峰山の女人禁制は大きな問題として議論されたが、いずれも大阪朝日新聞が洞川区の解禁の意向を報道することから議論が始まっている。関係者（吉野、大阪堺の役講、聖護院）が報道でその動きを知ったことで反発が強まった点がみられ、新聞報道がなく関係者の調整を行なっていたら、別の結論が出たかもしれない。また、二度目の議論では、解放反対とする側も山上ヶ岳本堂や行場の解放には反対していたが、それ以外への一般登山者を排除する意図は強くなく、実際の規制方法が問題になっていた（3月13日付大阪朝日新聞奈良版）。県は、山上ヶ岳の境内地を結界区域として、そこを迂回できるよう村道の付け替える案も提示している（3月20日付大阪朝日新聞奈良版）が、新たな方策をとらず、従来どおり地元による女人登山阻止に委ねている。1970（昭和45）年に禁制地域が、過疎化や観光化といった時代の変化に合わせて縮小された。昭和初期には解放に強く反対していた吉野側の縮小が大きい。それ以降女人禁制について目立った議論は起きていない。今後大峰山の女人禁制問題が、再び議論されることはあるのだろうか。

<参考文献>

岸田定雄（1993）『大和修験道大峯山麓洞川の民俗』豊住書店

宮家準（1998）『大峰修験道の研究』佼成出版社

森沢義信（2006）『大峰奥駆道七十五靡』ナカニシヤ出版社

伊東早苗（1988）大峰山の女人禁制-攻防と存続-, 『山岳修験』4, pp.96-107

執筆者(奈良県立大学地域創造学部観光創造コモンズ景観マネジメント分野 2019 年度 3 回生)

明日香・・・・・・・・橘高 亮介, 辻 莉子, 山田 瑠海

長谷寺・・・・・・・・北野 大翔, 佐藤 太朗, 鈴木 絵里香

洞川・・・・・・・・和泉 果歩, 中西 麻緒, 山下 紗良

監修

水谷 知生・井原 縁 (奈良県立大学地域創造学部)

景観マネジメント的 ならガイド 2

2020 年 3 月 31 日

編 集 奈良県立大学地域創造学部観光創造コモンズ景観マネジメント分野

発 行 奈良県立大学地域創造学部観光創造コモンズ景観マネジメント分野

住 所 〒630-8258 奈良市船橋町 10 番地
